

監委公告第 2 号
令和 2 年 1 月 2 0 日

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監査委員 高 島 剛 一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

平成 17 年度	1
平成 28 年度	2
平成 29 年度	20
平成 30 年度	23

(関係条文)

- ・ 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

- ・ 地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成17年度（2005年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：貸付金等の未収管理について～

健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：障害者住宅整備資金貸付金：貸付金の回収可能性＞ 回収できる可能性のない債権を調定することは意味がないので、時効が成立している債権については、債務者から時効の援用を受けて不納欠損処理の手続きを行うことが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：1-60）</p>	<p>時効が成立している債権4件について、不納欠損処理を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月26日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：施設の複合化・多機能化・戦略的配置について></p> <p>熊本市施設白書作成後の熊本地震発生により、市の施設も大きな被害を受け、その早急な復旧が望まれるが、熊本地震発生前に予測した施設の更新費用を大きく上回る復旧費用が見込まれ、市の財政に大きな負担を強いられようとしている。</p> <p>この様な状況の中、市民の利便性に配慮しながら施設の有効活用を行うためには、限られた資源のもとで市の施設全体の効用を最大化できるような戦略的配置を図り、部局横断的な取組による施設の複合化・多機能化によりそのメリットを十分に生み出せる全市的な復旧計画の策定が望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：18）</p>	<p>平成29年（2017年）3月に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、熊本市施設白書で明らかとなった公共施設の現状や課題、熊本地震の影響等を踏まえて、施設分野別の管理方針や今後の公共施設のあり方の指針を示した。</p>	<p>平成29年（2017年）3月31日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：市営住宅の機能更新及び管理戸数の適正化に向けた選定手法の明確化について></p> <p>市営住宅の機能更新及び管理戸数の適正化を行うに当たっては、修繕をして長寿命化を図るのか、エレベーター等設置による機能強化を図るのか、建替を行うのか、用途廃止や整理統合をするのか、といった機能更新等の手法のうちどれを適用するのか、各団地各棟について個々具体的に検討する必要がある。</p> <p>市営住宅長寿命化計画の改定にあたっては、機能更新及び管理戸数の適正化の手法の選定方法について明確かつ具体的に設定したうえで、各団地各棟に適用する手法を判定することが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：50）</p>	<p>公共施設等総合管理計画に記載のとおり、市営住宅の機能更新及び管理戸数の適正化の手法については、平成30年度（2018年度）の市営住宅長寿命化計画の改定を行うなかで、国土交通省「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）」や市関連計画との整合を図りながら、各団地各棟に適用する手法を判定した。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月28日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：入居率向上に向けた具体的対応策の立案について> 「市営住宅の機能更新及び管理戸数の適正化に向けた選定手法の明確化について」で述べた判断基準に基づき、エレベーターの設置といった機能更新等を行うことで、入居者の利便性が高まり、入居率の向上が期待できる。</p> <p>また、エレベーターが設置できない場合には、引き続き入居率の向上が見込めないため、入居対象者を拡大するなど高層階の利用が可能な者に賃貸することで、入居率の向上を図ることが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：53）</p>	<p>既存の市営住宅へのEV設置は、特に階段室型住棟の場合、各階階段踊場に着床することの効果、設置場所、家賃・共益費上昇に対する入居者合意等の検討が必要であり、現在のところ設置計画はない。</p> <p>当面の入居率向上の取組として、若年単身者の入居条件緩和（高層階）を検討し、平成30年度（2018年度）末に要綱（熊本市営住宅補充入居者定期募集事務取扱要綱）改正を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）4 月1日</p>

平成 28 年度（2016 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：収納率の向上策について></p> <p>収納率の向上のために、団地ごとの特色や滞納者の状況を適時に把握したうえで、適切な手続きを行っていく必要がある。</p> <p>また、収納率向上のための取組の一つとして、「口座振替の勧奨」がある。</p> <p>市は口座振替の勧奨を進めており、平成 24 年度における市の口座振替率は 51.9%であったが、平成 27 年度においては 63.4%と約 11 ポイント改善している。</p> <p>しかし、依然として他の政令指定都市と比較すると市の口座振替率及び収入率は低い状況にあり、さらなる口座振替の徹底とそれに伴う収納率の向上が必要である。</p> <p>（報告書掲載ページ：55）</p>	<p>現在、収納率向上のため、口座振替の勧奨は進めている。</p> <p>他方、きめ細かな戸別管理により、滞納者状況を適時把握しているため、団地ごとの対応については考えていない。</p> <p>今後、更なる収納率向上のため、新規入居者に対して原則口座振替を行うよう説明を開始した。</p>	<p>令和元年 （2019 年）6 月 1 日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：公有財産台帳及び固定資産台帳の網羅性の確保について> 《秋津団地》 市は熊本市財産規則に従い、保有する公有財産を公有財産台帳に記載しなければならない。財産台帳に記載すべき公有財産は網羅的に記載すべきである。 <熊本市財産規則> 第5節 台帳及び報告等 (財産台帳) 第31条 管財課長は、公有財産台帳（以下「財産台帳」という。）を備えなければならない。 2 財産台帳に記載すべき公有財産の範囲及び財産台帳の記載事項等は、財務部長が別に定める。 3 課長は、その所属の公有財産に増減その他の異動があった場合は、その都度、遅滞なく、根拠書類を添えて、管財課長に通知しなければならない。 4 管財課長は、前項の通知があったときは、速やかにこれを財産台帳に記載しなければならない。</p> <p>なお、自転車置き場に関しては、団地によって公有財産台帳に登載されているところもあるため、他の団地との平衡を図るためにも、秋津団地においても漏れなく記載すべきである。</p> <p>また、固定資産台帳に関しては、適正な費用配分の観点からも、保有する資産を網羅的に台帳へ記載する必要がある。</p> <p>今後、実地調査による台帳との照合を行うとともに、公有財産台帳及び固定資産台帳への網羅的な計上を行い精緻化を図る必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：78)</p>	<p>固定資産台帳については、固定資産台帳整備方針に基づき平成27年度（2015年度）末時点を基準として開始時のものを整備しており、この際、団地内の工作物等については、建物と一体のものとして登録を行った。一方で、平成28年度（2016年度）以降に新たに団地の建替え等を行う際は、工作物等を建物とは別に登録することとしており、平成28年度（2016年度）に建替えがあった団地については、既に固定資産台帳への網羅的な登録を行っている。</p> <p>また、秋津団地の自転車置き場についても台帳登録を完了した。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月31日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：入居率の向上に向けた取組について> 《戸島団地、横林団地》 高層階への入居率向上のためには、建物へのエレベーターの設置といったバリアフリー化が必要不可欠であるものの、エレベーターの設置工事等には多額の資金が必要となる。したがって、すべての団地にエレベーターの設置をすることは現実的ではない。</p> <p>そこで、築年数の比較的浅い団地、エレベーターの設置により入居率の向上が期待できる団地などといった要件を設定し、費用対効果が比較的高い団地を選定したうえで、当該団地の中から順番にバリアフリー化を実施することを検討することが望まれる。</p> <p>また、仮に団地エレベーターが設置できない場合には、引き続き入居率の向上が見込めないため、入居対象者を拡大するなど、高層階の利用が可能な者に賃貸することで入居率の向上を図ることが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：97、108）</p>	<p>既存の市営住宅へのEV設置は、特に階段室型住棟の場合、各階階段踊場に着床することの効果、設置場所、家賃・共益費上昇に対する入居者合意等の検討が必要であり、現在のところ設置計画はない。</p> <p>当面の入居率向上の取組として、若年単身者の入居条件緩和（高層階）を検討し、平成30年度（2018年度）末に要綱（熊本市営住宅補充入居者定期募集事務取扱要綱）改正を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）4 月1日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：使われていない児童遊園の有効活用について> 《横林団地》 横林団地には当該児童遊園以外にも、集会所に隣接した敷地内の児童遊園が設置してある。そのため、利用がなされていない児童遊園については、住戸数等にかんがみて、他の用途で有効活用するなど、入居者の利便性に適った利用方法を検討することが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：97、110）</p>	<p>当該団地の児童遊園について、団地の入居者の利用状況を調査したところ、非常時の避難場所として活用しているとのことだったので、今後も団地内公園として管理を行っていく。</p>	<p>平成30年 （2018年）12 月26日</p>

平成 28 年度（2016 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

総務局 行政管理部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：他の団体への無償提供について> 《花畑町別館》 本来であれば、他の団体は無償で提供していたスペースは市役所機能として使用し、民間ビルの賃料の発生を抑えるべきであったと考えられる。市全体の執務室の状況を勘案して、他団体への賃借については適時に見直しを行うことが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：130)</p>	<p>花畑町別館は熊本地震の後、解体撤去した。</p> <p>現在、本庁舎においては、各課の業務効率や財政効率の向上等を図るため、各課が業務委託する団体等が入居している状況である。今後は、平成 31 年度（2019 年度）に施行した統一的な減免基準に照らし、団体ごとに有償化または市が所管する本庁舎以外の施設の空きスペースへの移転の可能性等を検討していく。</p> <p>また、今後跡地に新たに市役所機能を有する庁舎を建設する際は、基本的に市の執務室のみを配置する予定である。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 熊本城総合事務所

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：解体後の跡地の取扱について> 《古京町別館》 古京町別館跡地を特別史跡に編入することについては、文化庁との協議が必要になるが、特段支障なく手続きが進められる見込みである。 古京町別館は、旧城域内にあるため売却して民間施設が建設された場合には、周囲の景観を損なう恐れがあるため、特別史跡に編入することが最良の選択と思われる。</p> <p>(報告書掲載ページ：134)</p>	<p>平成30年（2018年）3月に策定した「特別史跡熊本城跡保存活用計画」において、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めるものとした。</p> <p>現在、旧城域内にある古京町別館跡地については石材等の保管ヤードとして利用しており、復旧終了後、周辺の利活用と整備を検討する中で特別史跡に編入する予定である。</p>	<p>平成30年 （2018年）3 月26日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：施設の有効活用について></p> <p>北区及び南区では合併前の旧植木町、旧城南町、旧富合町が整備していた施設があるため、地域の人口割合に対して施設数が多く、施設毎の利用者数は比較的少ない。施設の有効利用の観点から、利用者数が少ない施設は他の施設との統廃合を検討する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：164)</p>	<p>北区では、新設の植木中央公園体育館を代替施設として、被災した植木総合スポーツセンター体育館は解体することとした。南区でも城南B&G海洋センターについて、特に被害が大きかった体育館アリーナ部分は、隣接する城南総合スポーツセンターで機能が充足していることを踏まえ、解体することとした。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月31日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：B & G海洋センター施設の台帳価額について> 《城南B & G海洋センター》 固定資産台帳への登録にあたっては取得原価（又は再調達原価）で記載することとされている。しかし、取得原価が不明なものについては建築再調達価額基準建築単価表を適用し、取得価額を算定することとされている。</p> <p>本件の場合も取得価格が不明な場合は、固定資産台帳の登録にあたっては当該建築単価表により取得価額を再計算する必要があるものとする。</p> <p>（報告書掲載ページ：181）</p>	<p>建築再調達価額基準建築単価表を適用した取得価額へ修正し、固定資産台帳にも反映させた。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：B&G海洋センター施設の今後について> 《城南B&G海洋センター》 南区にある他の同種施設の状況を見てみると、体育館については昨年度から城南総合スポーツセンター体育館の供用が開始され、体育館施設についてはこちらで代替可能であると考えられる。</p> <p>一方、プールについては近隣に同種施設はないが、当該施設は屋外施設のため市の他の施設と比較すると利用者が極端に少ない。なお、南区内には同種施設が南部総合スポーツセンター及び総合屋内プールの2施設がある、両施設を利用するとすれば、従来に比べアクセスが悪くなり住民の利便性が低下する面はあるものの、代替することは可能であると考えられる。</p> <p>以上により、B&G海洋センター施設については、被災後の現状を考慮し、補修をせずに解体することも含めて検討することが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：181）</p>	<p>城南B&G海洋センターについては、復旧方針を検討するに当たり、体育館の被害状況調査を実施した結果、アリーナ部分については震度6強の地震に耐えうる補強・補修は困難との結果が示されたこと、また、アリーナ機能は隣接する城南総合スポーツセンターで充足していること等を踏まえ解体することとした。</p> <p>一方、プールについては、主な利用者は近隣の小中学生であるため南区内の同種施設では代替が困難なこと、また、施設周辺において近年住民も増加してきており、夏休みの学校プール開放中止の影響等もあり、地元はプールの早期復旧を強く望んでいること、さらに、復旧費用についても国の災害復旧補助やB&G財団の助成制度等を最大限活用し、必要最小限の費用負担で復旧可能なこと等を総合的に勘案し、復旧することとした。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：観客の視点での利用者満足度調査の必要性について> 《熊本市水前寺競技場》 今後、満足度調査を行うにあたっては、施設の性格別にその施設が満たすべき機能に着目し、観客の視点も含めた幅広い観点から満足度調査を行うことが望ましいと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：186)</p>	<p>年2回実施している利用者へのアンケート調査に加え、スポーツ大会の観客に対する満足度調査を実施した。</p>	<p>令和元年 (2019年)11 月16日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜意見：固定資産台帳の整備状況について＞ 《熊本市動植物園》 現状では、「インフラ資産」と「事業用資産」の分類方法及び目的別資産区分に関する明確な方針がないため、同一施設内の資産であるにもかかわらず、整合性が認められない登録内容となっていると言える。したがって、早急に資産の区分方針を定め、適切な資産区分として登録されることが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：198)</p>	<p>固定資産台帳へ登載する資産の区分については、総務省から示されている「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を踏まえて、本市の「固定資産台帳の整備に係る照会要領」に基づき記載することとしている中、同一施設内に「インフラ資産」と「事業用資産」が混在している場合において分類方法及び目的別資産区分に関する明確な方針（登録方法）がなかった。</p> <p>本市が業務委託している公認会計士へ相談の結果、公園敷地内外問わず施設ごとの用途に合わせて「事業用資産」と「インフラ資産」に区分すべきとの回答を得たことから、平成30年度（2018年度）固定資産台帳の整備において修正した。</p>	<p>令和元年 （2019年）8 月31日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 観光交流部 動植物園

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：入園者1人あたりコスト削減について></p> <p>《熊本市動植物園》</p> <p>入園者1人当たりのコストを削減するには、入園者数を増やすことが必要であり、入園者が増加すれば入園料等の収入も増加し税金等の負担も軽減する。市の財政にとり動物園等の財政負担の軽減は大きな課題といえる。</p> <p>動植物園では、「わくわく江津湖フェスタ」や秋桜まつりなどのイベントにより、入園者数の増加に向けた取組を行ってきているところである。これらの取組により入園者数は過去5年間緩やかに増加してきているが、毎年10億円を超える支出に見合う入園者数とは言えず、更なる入園者の増加が必要と思われる。</p> <p>過去、キンシコウの来園により入園者数が激増したように、集客の目玉となるような動物の導入も一つの対策とは思われるが、今飼育・展示している動物たちの魅力を最大限に引き出して入園者数の増加に繋げる工夫が必要ではないかと思われる。</p> <p>動植物園の教育的側面を生かして、①動物の赤ちゃんの誕生や動物の習性などいろいろなエピソードを幼稚園、小・中学校へ広報活動及び講師派遣、②マスコミに対しての定期的な動植物園のイベントやエピソードなどの情報提供など、市、動物園職員が一体となって動植物園の魅力を情報提供することも考えられる。今まで以上に、市民に動植物園及び個々の動物に興味や親しみを持ってもらえるようにすることが必要と思われる。</p> <p>(報告書掲載ページ：198)</p>	<p>動植物園の入園者数増に向けた広報活動・情報提供については、これまでも市ホームページや市政だより等で積極的に取り組んできた。</p> <p>このような中、平成30年度（2018年度）からは、熊本市動植物園のFacebookを新たに開設し、動物に関する情報やイベントの案内などを、SNSを活用し発信している。</p> <p>今後も、このような新たな広報手段を活用することで、一人でも多くの方に動植物園に興味や親しみを持っていただき、更なる入園者数の増加につながるよう取り組んでいく。</p>	<p>平成30年 (2018年)10 月27日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

市民局 市民生活部 生涯学習課、健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：施設の複合化・多機能化について> 《熊本市中央公民館、熊本市中央老人福祉センター》 平成26年10月に中央公民館が利用者実態調査を行う中で、利用者の年齢別及び性別割合を調査している。 実態調査の結果、中央公民館の利用者のうち60歳以上が82.3%を占めている。中央老人福祉センターの利用資格が60歳以上であることに鑑みると、中央公民館の利用者は、中央老人福祉センターの利用者と重複している割合が高い可能性がある。なお、利用者のうち女性が72.9%を占めている。 両施設における利用者の年齢層が重複しているという観点から、中央公民館及び中央老人福祉センターが現在行っている事業のうち、その目的が同じものがあれば事業を集約することにより、施設の利用者の利便性が向上すると思われる。さらには、既存の床面積を削減できる可能性もあると思われる。 したがって、両施設の機能を維持しつつ、複合化による相乗効果を生み出す施設としての整備が望まれる。 なお、防災公園として整備されている白川公園内には、災害時の貯水槽や防災倉庫が整備されている。このような白川公園の防災機能をさらに活用するために、複合施設の整備に際しては、災害時等に避難所等として機能するような多機能化した施設とすることをあわせて検討することが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：210)</p>	<p>中央公民館は、令和元年（2019年）7月から供用開始した。 当施設は、中央老人福祉センター機能の一部を取り組むことで、学習機会の充実はもとより、介護予防事業など、幅広い年代の方が利用できることから、スケールメリットを生かした利便性等のサービス向上を目指す施設とした。 また、各施設の共有可能なスペース及び機能が重複する諸室は、機能を集約するなどして既存面積を削減できた。 なお、当施設は防災機能として、自家発電や中水施設を備えており、災害時の指定避難所としても機能する多機能化施設として整備した。</p>	<p>令和元年 （2019年）7 月1日</p>

平成 28 年度（2016 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：「財産に関する調書」と「土地一覧」の整合性について></p> <p>「財産に関する調書」と「土地一覧」とが不一致になっている原因を究明のうえ、両者を一致させることが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：269）</p>	<p>公有財産台帳システムの開発業者に確認したところ、システムの不具合により不一致となっていることが判明したため、「財産に関する調書」と「土地一覧」の不一致を解消する調整を行った。</p>	<p>平成 31 年 （2019 年）3 月 31 日</p>

平成28年度（2016年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の売却について> 《元宮地教職員住宅》 当該地は隣接する地権者間での境界対立が生じており、処分が進まない状況が続いている。市有地である看板もなく、また、柵もされていない状態で草が生い茂っていることから、維持管理が適切に行われているとは言い難い。</p> <p>市有地である看板の設置や柵の設置は必要であり、近隣住民から苦情が出ないように草刈り等の維持管理も必要である。</p> <p>また、隣接地権者との境界についても解決を図り、売却に向けた手続きを進めていくことが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：280）</p>	<p>平成30年度（2018年度）中に除草及び市有地であることを示す看板を設置した。</p> <p>隣接者との境界については、平成30年（2018年）6月に東側隣接者と境界立会を行い境界を確定した。今後、未確定である西側及び南側隣接者との境界についても、確定に向けて地権者との協議を継続していく。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成29年度(2017年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の交通事業について～

交通局 総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：ニモカカードに付与されるポイントの会計処理について></p> <p>現状では入金マイナス分を運輸実績に基づく運賃収益から減額し、売上高から控除する形となっているが、当該マイナス分については乗客誘致費の科目で計上し、運賃収益の額は実績値の全額を計上すべきと考える。</p> <p>また、課税当局と打ち合わせのうえ、ポイントの処理に関して消費税上の取扱を判断することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：74～77)</p>	<p>平成31年度(2019年度)からニモカカードに付与されるポイントは乗客誘致費で支出し、運賃収益は実績額を計上することとした。</p> <p>また、消費税については不課税にて処理することとした。</p>	<p>平成31年 (2019年)4月1日</p>
<p><指摘：退職給付引当金の計上について></p> <p>地方公営企業法施行規則第22条及び熊本市交通局会計規程第111条に従い、当該事業年度の末日において全職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を退職給付引当金として計上する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：145～148)</p>	<p>平成30年度(2018年度)補正予算に退職給付引当金を計上し、平成30年度(2018年度)決算から措置するよう改めた。</p>	<p>平成31年 (2019年)3月31日</p>

<p><意見：貯蔵品に係る資産計上要否の妥当性の検討について></p> <p>貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならぬとするのが原則である。一方、金額的・質的重要性が乏しい場合は簿外資産とする例外的取扱いも許容される。</p> <p>市交通局の貯蔵品は、上記に記載した品目以外に多数の貯蔵品を有しており、原則の会計処理を適用している貯蔵品の品目数に比べて例外的会計処理を適用している貯蔵品が大多数になっている。</p> <p>このため、例外的会計処理を適用した結果、簿外資産となっている貯蔵品の個々の金額を合計すると金額的重要性が乏しいとは言えない可能性が高いと判断される。</p> <p>貯蔵品について、金額的・質的重要性が乏しいとして簿外資産として例外的会計処理を適用するにあたっては、例外的会計処理を適用した個々の貯蔵品の合計額についても金額的重要性が乏しいのか否か慎重に検討すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：186～189)</p>	<p>簿外資産として例外的取扱いをしてきたものについて、整理・整頓を行い、品目毎に保有数量を確認し、個々の金額を合計した結果、資産総額の0.18%であったことから金額的重要性は乏しいものと判断した。</p> <p>今後も、整理・整頓を継続し、金額的な重要性が確認された場合には貯蔵品としての資産計上を検討したい。</p>	<p>令和元年 (2019年) 9 月 30日</p>
<p><意見：貯蔵品の計上基準について></p> <p>貯蔵品の計上基準にあたって考慮する金額的重要性について、その基準を見直すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：191)</p>	<p>貯蔵品の計上基準に当たって考慮する金額的重要性については、民間企業における一般的な取扱いに倣い、資産総額の5%を超えた場合に資産計上するよう基準を見直した。</p>	<p>令和元年 (2019年) 9 月 30日</p>

<p><意見：簿外の貯蔵品に係る受払管理簿による数量管理の必要性について></p> <p>会計処理上、簿外資産として取り扱っている貯蔵品についても、受払管理簿を作成し、資産の受入時、払出時に適時に受払管理簿に記入する必要がある。</p> <p>また、一定期間ごとに帳簿上の残数と現物資産の在Highが一致しているかどうか確認する必要がある。</p> <p>さらに、不一致があった場合は、直ちに原因を究明し適切な対応を取るべきである。</p> <p>なお、簿外資産として取り扱っている貯蔵品について、不正防止の観点から換金可能性が高いものは慎重な管理を行い、換金可能性が低いものは相対的に管理を緩和するなど運用上の工夫をすることで現物管理の実効性と効率性を考慮することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：191)</p>	<p>簿外資産として例外的取扱いをしてきたものについて、整理・整頓を行い、数量の確認ができたため、受払簿を作成し、整理・整頓を継続する。</p> <p>なお、併せて換金可能性が高いものは、施錠可能な場所で管理することにより、盗難防止に努める。</p>	<p>令和元年 (2019年) 9 月 30 日</p>
<p><意見：業者登録名簿について></p> <p>電車部品の調達先等といった市交通局独自の取引業者を除いて、文房具・燃料・電気等の取引業者について、市（契約政策課）と共通化することで、事務量の削減が期待できる。</p> <p>また、市の発注数量が増加するため、規模の経済が働き、購入価格が削減されることが期待できる。</p> <p>したがって、業者登録名簿を市と共通化するとともに、発注業務の集約化を検討することが望ましいと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：193)</p>	<p>熊本市契約政策課と協議を行い、電車部品の調達先等といった市交通局独自の取引業者を除いて、業者登録名簿を共通化し、事務量の削減、価格競争の強化を図った。</p>	<p>令和元年 (2019年) 9 月 1 日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

総務局 行政管理部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：法人税の「正味財産増減内訳表」における表示区分について＞ 《一般財団法人 熊本市駐車場公社》 法人税の表示区分が「事業費」の「租税公課」となっている。法人税の表示区分は、「経常外増減の部」の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：59)</p>	<p>法人税は、平成30年度（2018年度）決算において、「経常外増減の部」の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

総務局 行政管理部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：額面差額調整資産勘定について> 《一般財団法人 熊本市駐車場公社》</p> <p>固定資産の基本財産および特定財産の部にそれぞれ額面差額調整資産勘定という科目が設けられている。基本財産に計上されている額面差額調整資産勘定については、償却原価法で評価された有価証券の額と正味財産として寄付を受けた額との差額となっており、基本財産と正味財産とが一致するための調整科目として機能している。</p> <p>ただし、特定財産の部に計上された額面差額調整資産については、上記のような調整科目ではなく、運用の中身である定期預金として、その他の固定資産の部に含めて計上することが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：60）</p>	<p>固定資産の特定財産の部に計上していた額面差額調整資産については、平成30年度（2018年度）決算において、その他の固定資産の部に含めて計上した。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

総務局 行政管理部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：指定正味財産から発生した利息の計上について> 《一般財団法人 熊本市駐車場公社》 指定正味財産である有価証券から発生した利息について、公社では一般正味財産の部において受取利息の計上が行われている。 一方、非営利法人委員会実務指針第38号（公益法人会計基準に関する実務指針）においては、指定正味財産である有価証券から発生した利息については一度、指定正味財産増減の部に計上することが求められている。 その上で、具体的な用途の制約がない場合には、一般正味財産に振り替える処理を行うべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：60）</p>	<p>指定正味財産である有価証券から発生した利息については、平成30年度（2018年度）決算において、指定正味財産増減の部に計上し、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える処理を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：賞与引当金の計上及び表示について> 《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》</p> <p>財団は平成26年度から平成28年度の各年度において賞与引当金を計上していた。しかし、平成25年度及び29年度については賞与引当金を計上していない。平成30年度の夏期賞与は、館長ほか職員・嘱託員合わせて7,410,257円が支給されていた。過年度と同様に夏期賞与が支給されたにもかかわらず、平成29年度末では賞与引当金の計上が行われていない。</p> <p>平成29年度に賞与引当金の計上を行わなくなった理由を質問した結果、賞与引当金の計上を取りやめるに相当する事実の変更その他の事象は存在せず、当該変更は正当な理由のない会計方針の変更と判断せざるを得ない。</p> <p>したがって、平成30年度の決算においては平成28年度以前と同様に賞与引当金を計上し、計上基準を注記する必要がある。</p> <p>また、平成26年度では財務諸表に対する注記に、賞与引当金の計上基準に関する会計方針の記載がない。引当金の計上基準について適切な注記を行うべきであった。</p> <p>(報告書掲載ページ：68)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算において、賞与引当金を計上し、計上基準について適切な注記を行った。</p> <p>以後、賞与引当金については同一基準での計上を継続するものとし、所管課においてもモニタリング等を通して確認を行うこととした。</p> <p>また、今後その他財務諸表における変更を行う際には適切に注記を行うものとし、正当な理由があることを財団及び所管課にて確認の上、必要に応じてモニタリング等を実施する。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月25日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：寄付金の処理について> 《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》 財団は過去に生じた借用美術品に係る輸送中の事故について、貸し出し元と損害の補償に関する合意文書を交わしており、当該合意に基づき、貸し出し元に対して修復費用補償及び寄付金を支出している。また、事故を起こした運送会社から合意に基づく負担金を収受している。財団が負担した純額は寄付金支出額 10,000 千円と収受した負担金 7,832 千円の差額 2,168 千円であり、当該金額を法人会計の寄付金として計上している。</p> <p>しかしながら、当該寄付金は法人の管理運営とは直接関係がない。また、実態は事故に伴って発生した損害に対する賠償金である。したがって、寄付金ではなく、損害賠償金の科目を用い、かつ、法人会計ではなく公益事業会計で計上すべきであった。</p> <p>また、計上が純額となっているが、その他の年度では受け入れた負担金を雑収入として計上していることから、負担金の収受と寄付金の支出を総額で表示すべきと考える。</p> <p>さらに、寄付金の支出財源として自主事業推進積立資産の取崩を 10,000 千円行っているが、寄付金の実質負担額が 2,168 千円であるとして寄付金を純額で表示するのであれば、受け入れ負担金部分は積立資産へ戻し入れを行うべきであろう。この意味でも現在の処理は一貫性を欠いていると考える。</p> <p>（報告書掲載ページ：69）</p>	<p>財団、所管課が共に過年度の財務処理の内容を確認し、損害賠償金等の科目で公益事業会計に計上すべきであったこと、及び、負担金の収受と寄付金の支出の総額を計上すべきであったことを確認した。</p> <p>以後、同様の財務処理が発生した場合は、科目及び会計が適切か十分検討して計上するとともに、総額表示を原則とした一貫性があるものになるよう、所管課においてもモニタリング等を通して確認を行うこととした。</p>	<p>平成 31 年 （2019 年）3 月 25 日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：公告について> 《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》 公告は一般法に定められた義務であるので、定款所定の方法に則り、適切に公告を行う必要がある。</p> <p>なお、一般法の規定では電子公告による方法も認められている。また、同条の規定が要求する電子公告の方法は、「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする」とされている。</p> <p>財団のウェブサイトでは「熊本市美術文化振興財団 概要」として平成18年度以降の財務諸表（事業報告書、決算書）並びに事業計画書、予算書が公開されているので、現状のままでも電子公告として利用できるはずである。したがって、定款規定を変更して、電子公告による方法とすることも検討すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：70）</p>	<p>財団の定款において、財団の公告は「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う」こととされている。指摘を受けて、速やかに平成29年度（2017年度）貸借対照表を来館者の目に触れやすい美術館入口に掲示することにより公告を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月25日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：美術館管理運營業務に係る図録の在庫管理について> 《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》</p> <p>棚卸に関しては、毎月実施しているとのことであった。しかし、実地棚卸表が作成されておらず、どのように実地棚卸を実施したのか、実在庫の状況がどうであったのかを確認することはできなかった。</p> <p>実地棚卸を行うのであれば、その結果を検証・記録する資料としての「棚卸表」の作成が必須である。その上で、帳簿在庫と実在庫の差異調査までを行うべきである。そうしないと、棚卸差異の発生が帳簿の記帳ミスのためであるのか、盗難等によるものであるのかが分からず、在庫管理にその結果を反映させることができない。</p> <p>また、棚卸は非常に労力を要する作業であるので、効率的にかつ確実に実施することが重要である。そのためには棚卸実施要領（マニュアル）を策定し、行うべき作業の内容・方法や作業分担等について明らかにしておくことが望ましい。</p> <p>なお、実地棚卸は必ずしも毎月行う必要はなく、適当な期間をおいて行うことで十分である。</p> <p>（報告書掲載ページ：71）</p>	<p>図録の管理に当たり、指定管理者において棚卸表を作成し、帳簿在庫と実在庫の差異調査を行うよう改めた。所管課においてもモニタリング等を通して、適切に棚卸が実施されているか継続して確認を行うこととした。</p>	<p>令和元年 （2019年）8 月21日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：美術館管理運営業務に係る収蔵品の管理委託のあり方及び棚卸の実施について> 《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》 収蔵品に関して、指定管理業務仕様書において平成30年3月末時点で1,377点ある収蔵品の分類・整理及び記録を行い、滞りなく展示や閲覧等ができるようにしておくことが、業務の一つとしてあげられている。財団では上記の業務を実施するために収蔵品の管理システムを導入し、収蔵品の管理を行っている。</p> <p>監査実施日における当該管理システムの収蔵品の登録点数は1,514件で、仕様書に記載された数と異なっている。このような差異が生じた理由は、市が管理のために整理・保管している台帳（「熊本市所蔵美術品総括表」）への登録が、複数作品が一組となっている場合、まとめて一点としているのに対して、財団のシステムはそれらを個別に一点として登録しているためであると考えられる。</p> <p>作品の登録・管理方法をどのように構築するかは、それぞれの組織内での管理目的に照らして合理的であれば、自由裁量に任される。しかし、管理を委託する側と、受託する側とで登録点数が異なっているのであれば、少なくともそれが合理的な差異であると確認しておかなければ、指定管理者が適切に管理責任を果たしたか否かの判断ができないはずである。したがって、定期的に適切な時期に棚卸を行い、両者の差異についてその内容を確認する必要がある。また、指定管理期間が終了する時点での確認は必須である。</p> <p>（報告書掲載ページ：73）</p>	<p>収蔵品に関して、市と指定管理者において収蔵品件数に差異が発生しないよう、複数作品が1組となっている場合は1点とする市の登録・管理方法に統一し、収蔵品の管理台帳を共有した。</p> <p>また、今後は、指定管理者において定期的に収蔵品の棚卸を実施することとし、実施状況はモニタリング等を通して所管課において継続的に確認する。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月25日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘:指定管理料を法人会計へ収益計上する際の限度額について> 《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》 平成25年度から平成29年度までの各年度において、財団では指定管理料収益の一部を法人会計へ按分計上している点に関し、平成26年度の包括外部監査で指摘され、措置不要としている。 公益認定等審議会の立場からは、指定管理料の一部を法人会計の収益として按分計上することを問題なしとしているが、市と財団との契約関係においてそれが適切であるかどうかは別の問題である。すなわち、法人会計への指定管理料の按分に関して、仕様書等で示されていない場合に、その計上が財団の裁量で無制限に認められるかが問題となる。 指定管理料は第一義的には美術館の管理運営に係る事業費に充当されるべきものである。仮に、受託者自身の管理費用（一般管理費）に充当されることが黙示的に認められているとしても、その割合が高くなれば事業費を圧迫することとなり、事業運営に関して悪影響を及ぼしかねない。 このように考えると、指定管理料からの法人会計への収益計上については、仕様書等において計上する目安又は限度額を明示するか、あるいは、毎年の事業報告のモニタリングの中で、法人会計へ繰り入れられた指定管理料の水準が妥当なものであるか否かの検討を行うべきである。平成26年度包括外部監査における指摘事項の本質は上記の点にあり、法人会計への繰り入れについて、適切なモニタリングを実施する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：73)</p>	<p>指定管理料からの法人会計への収益計上について、所管課において指定管理者から聞き取り調査を行いながら妥当なものであるか否かを検討のうえ、当該計上には正当な理由があることを財団及び所管課にて確認した。</p> <p>モニタリング様式に、指定管理料の法人会計への収益計上額が適正か否かの確認項目を追加し、今後も定期的に確認できるようにした。</p>	<p>令和元年 (2019年)8 月21日</p>

指摘事項等

<意見：事業団の性格と指定管理のあり方について>

《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》

現状では、指定管理事業のうち会館管理運営事業に要する費用が大きいことから、公益目的事業比率50%以上という公益財団法人の認定基準を満たすことができない状況である。市は、事業団に対し公益財団法人への移行及び国際交流会館の指定管理を期待しているが、これらを同時に達成するのは困難な状況にある。市としては、今後事業団に対し公益財団法人への移行を重視するのか、それとも外郭団体、地域国際化協会として現状のまま、指定管理者であり続けることを重視するのかを適宜検討すべきである。

平成16年度の包括外部監査の意見として、指定管理者制度導入以前から国際交流事業と会館運営事業との切り分けが提案されていたにも関わらず、国際交流事業と会館運営事業とを一体として指定管理業務を行うことが効率的であるとの理由から、市はこれまで一貫して一体とした指定管理業務を継続してきた。意見中にあった、事業ごとのコスト把握については、公益法人制度改革後作成されるようになった正味財産増減計算書内訳表で、ある程度把握することが可能となっている。しかし、性格の異なる事業を一体のものとして指定管理業務とする限り、国際交流事業そのものに費消されたコストが不明瞭となり、費用対効果の測定が難しくなるとの批判は避けられないであろう。

上述のような事業の性格を区別する考え方とは逆に、国際交流会館全体を国際交流の場として捉える考え方もある。現に「熊本市国際交流会館条例」第1条では、国際交流会館が国際交流のための場として設置されていることが明らかにされている。しかし、その運用にあたっては国際交流事業と会館運営事業とが別個の事業であるかのように捉えられる指定管理の仕様となっており、設置趣旨と整合しない部分が生じているように思える。

事業団が外郭団体として市の施策実現のために必要不可欠な存在であり、国際交流実現の場所・拠点として国際交流会館が機能しているとするならば、会館全体が国際交流事業という公益事業に利用されていると見ることができるはずである。そのためには、国際交流会館とこれを管理運営する事業団とが市の国際交流事業を推進する上で必要不可欠なものであることを積極的に表明し、それに見合った仕様とすべきであろう。

事業団に関する内部・外部環境が変化している状況で、市の国際交流事業の推進と、事業団の維持発展のためには、指定管理業務について事業団としてどのようなあり方がふさわしいのか、本来の性格に立ち返り再検討を行うべきと考える。

(報告書掲載ページ：89)

措置内容	措置日
<p>会館は、単なる貸館ではなく、本市の目指す多文化共生社会を推進する中核施設であり、災害時等には外国人避難対応施設に位置付けられる防災拠点施設として、公益性の高い取組を行う施設である。一方、会館において質の高いサービスを行うためには、会館の職員は外国語能力だけでなく、幅広い知識及び経験が求められ、長期的な視野に立った人材を必要とする。</p> <p>そこで、平成 31 年度（2019 年度）からの新たな指定管理者の選定に当たっては、条例改正を行った上で非公募とし、これまでも会館における公益性の高い事業等を担ってきた事業団を指定した。</p> <p>また、今後も自由度の高い経営に取り組むことができる一般財団法人を継続したとしても、公益性が高い多文化共生の取組を継続していくこととし、事業団とも確認している。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：現金管理① 現金出納帳について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 事業団の「財務会計規程」第9条（2）補助簿アにおいて現金出納帳を作成することが規定されている。 link caféでの売上代金の受け取り及び小口経費の現金支払いについては、現金出納帳を作成していない。link caféでの売上代金の受け取りについては、レジのジャーナルに基づき現金出納帳を作成すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：92）</p>	<p>平成31年（2019年）4月1日から、link caféでの売上代金の受取及び小口経費の現金支払いについて、現金出納帳を作成することとした。</p>	<p>平成31年（2019年）4月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：現金管理② 現金の残高管理について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 事業団の「財務会計規程」第34条1項において、「出納責任者は、現金残高を毎日出納帳の残高と照合しなければならない。」と規定されている。しかし、事業団では、上記規程に従った出納責任者による現金出納帳と現金の照合を実施していない。 現金盗難等の不正を防止するために、規程に従い出納責任者は現金残高を毎日出納帳の残高と照合すべきである。なお、現金出納帳と現金の照合の際には、正確性を担保するために金種票等の照合作業を第三者が検証できる記録を作成することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：92)</p>	<p>平成31年（2019年）4月1日から、職員の勤務実態に即し、事業団の「財務会計規程」第34条1項に規定する「出納責任者」を「出納管理者」へと改正し、予め指定された「出納管理者」が毎日現金出納帳と現金の照合を実施することとした。</p>	<p>平成31年 （2019年）4月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：預金通帳及び金融機関届出印の管理について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>事業団の「財務会計規程」第19条3項においては、「出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し、押印するものとする。」と規定されている。</p> <p>事業団では、総務チームの総務業務責任者及び嘱託職員の2名が金融機関の通帳及び金融機関届出印を手提げ金庫に入れ、当該手提げ金庫を大金庫に入れて管理しているが出納責任者（事務局次長）は日常業務において積極的に関与していない状況にある。</p> <p>不正をやりにくい環境を整えるために金融機関の通帳と金融機関届出印の保管場所は、別々にすべきである。また、規定されているとおり金融機関届出印の管理は出納責任者が行うべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：93）</p>	<p>平成31年（2019年）4月1日から、金融機関の通帳と金融機関届出印を別々の金庫で管理を行うこととした。なお、金融機関届出印は出納責任者（事務局次長）が日常的に管理を行っている金庫に保管することとした。</p>	<p>平成31年（2019年）4月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：未収金① link café の商品売上代金について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 平成30年3月30日（金）の link café の商品売上代金4,340円は、現金で受け取っているにもかかわらず未収金として計上しているため、現金が4,340円過少に、未収金が同額過大に計上されている。 取引の実態を正確に反映させるために、商品売上代金を現金で受け取っている場合は未収金としてではなく、現金として資産計上すべきである。 （報告書掲載ページ：94）</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算時に、商品売上代金を現金で受け取った平成31年（2019年）3月28日、29日、30日、31日の4日分の売上金合計171,099円を現金として計上した。 今後も決算時には、同様の処理を行っていく。</p>	<p>平成31年（2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：未収金② 翌年度の会館の利用料金について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>平成28年度の決算において会館の翌年度の利用料金として前受金と未収金を計上しており、前受金及び未収金が6,583,860円過大に計上されている。</p> <p>会館の利用料金を前提とした場合、平成28年度中に会館を貸し付けたが利用料金は利用客からJVに支払われていても、事業団ではいまだ受け取っていない場合に未収金と収入を計上するのであって、平成29年度の会館の利用料金をJVから受け取っていない場合は平成28年度においては会館の貸付は行っていないため未収金を計上する余地はなく、またJVから利用料金を受け取っていないので前受金を計上する余地もないため、このような場合には前受金及び未収金を計上すべきではない。</p> <p>(報告書掲載ページ：94)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算時から、会館の翌年度の利用料金を前受金及び未収金として計上しないよう改善した。</p>	<p>平成31年 （2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：基本財産（額面差額調整預金）について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>① 基本財産の内容について 「定款」第5条第2項において「基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする」と記載されている。また、平成24年11月29日第3回理事会議事録によると、基本財産の金額を1億8千万円にするとの決議はなされているが、基本財産の内容（有価証券、預金等）については決議されていない。事業団では、貸借対照表の基本財産として額面差額調整預金を計上しているが定款や理事会議事録等を閲覧したところ当該預金が基本財産に該当するのかどうか判断できない。</p> <p>財産の内容が判別できるよう基本財産を定款等において、規定することが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：95）</p>	<p>「額面差額調整預金」は、平成28年度に購入した債券（満期保有証券）の会計処理に伴い発生したものである。当該債券は令和元年度（2019年度）に償却処理を行っており、当面、満期保有証券扱いでの債権購入をする予定はないことから定款等への規定は行わないが、今回の償却処理については、額面差額調整預金の取扱いを含め、令和元年（2019年）11月の理事会に報告し会議録に残した。</p>	<p>令和元年 （2019年）11 月28日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：基本財産（額面差額調整預金）について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>② 基本財産の金額について 事業団では基本財産の金額を1億8千万円としているが、H29年度の決算における貸借対照表に計上されている基本財産は180,110,000円と両者の金額は一致しておらず定款との不整合が生じている。</p> <p>このような不整合が生じる理由は、基本財産を構成する有価証券をその他保有目的有価証券として保有していることから、毎決算期において時価評価しなければならず、決算期ごとに異なる金額が計上されるためである。定款等において定める基本財産の金額を有価証券の額面金額とすることで、定款等と貸借対照表に計上される基本財産の関係を整合させることができる。又は基本財産の貸借対照評価額について、財務会計規程等において公益法人会計基準が求める算定方法によることを明らかにしておくことも考えられる。</p> <p>このように、定款等と貸借対照表に計上される基本財産の関係を整合させるため、財務会計規程等の見直しを実施することが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：95）</p>	<p>事業団定款第5条第2項において「基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする」とあり、平成24年（2012年）11月29日に開催された平成24年度（2012年度）第3回理事会において「従来の寄付行為で保持していた基本財産1億8千万円の全額を基本財産とする」と定義された。</p> <p>また、令和元年度（2019年度）は、「基本財産の貸借対照評価額について、財務会計規程等において公益法人会計基準が求める算定方法による」ことを明記するための規程改定を行った。</p>	<p>令和元年 （2019年）11 月28日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：特定資産（退職給付引当資産）について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 平成26年度決算において退職給付引当資産の計上もれたため、平成25年度決算と同額の3,709,367円の計上となっている。 決算処理のもれが生じないようにするために、決算作業のチェックリスト等を作成し退職給付引当資産の計上もれが生じないように財務諸表作成プロセスの見直しを実施すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：96）</p>	<p>決算業務チェックリストを作成し、財務諸表作成プロセスを見直した。</p>	<p>令和元年 （2019年）9 月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：特定資産（事業推進資金積立金）について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>事業団では、資金的余裕が生じたことから平成28年度決算において事業推進資金積立金及び未払金を15,000,000円計上している。しかし実際の預金の支出は平成29年度の平成29年5月1日であった。</p> <p>少なくとも特定の使用目的に固定させるのであるから、法人内部での意思決定が必要とされるはずである。また、事業推進資金としての目的、積立目標が明らかにされているべきである。この点に関して、「理事の職務権限規程」の別表において2,000万円未満の支出は専務理事の決裁事項となっているが、支出伝票に専務理事の決裁がなかった。</p> <p>事業推進資金積立金の計上は、内部的な意思決定の過程を明らかにするために、専務理事の決裁を得るべきである。また、決算で計上したのであれば、決算理事会において積立の内容や積立目標、使用目的について説明し、理事会の承認を得た後に資金移動を行うべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：96)</p>	<p>今後、決算時に内部保留金が発生した場合は、決算理事会において積立の内容や積立目標、使用目的について、理事会の承認を得て、その後資金移動を行うこととした。</p>	<p>平成31年 (2019年)4 月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：その他固定資産について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 会計システムソフトウェア 865,200 円、 KIF・会館 HP リニューアル開発費 1,538,250 円、 web 予約システム追加開発費 1,451,625 円が什器備品として計上されている。 会計システムソフトウェア等は、什器備品として計上するのではなくソフトウェアとして計上すべきである。また、固定資産台帳と貸借対照表を照合し、決算書の正確性を検証すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：96)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算時において、会計システムソフトウェア、KIF・会館 HP リニューアル開発費、web 予約システム追加開発費をソフトウェアとして計上するよう修正した。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：賞与引当金について＞ 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 事業団では、毎年12月～5月の賞与計算期間を基準として6月に夏季賞与を支給しているが、賞与引当金を計上していない。 毎決算期において、12月～5月の賞与計算期間のうち12月～3月に対応する金額を賞与引当金として計上すべきである。また、財務諸表に対する注記の重要な会計方針において引当金の計上基準に関する注記を記載すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：96）</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算において、賞与引当金を計上し、財務諸表に対する注記の重要な会計方針において、引当金の計上基準に関する注記を記載した。</p>	<p>平成31年 （2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：退職金について① 係数の端数処理について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 事業団では、退職給付引当金の期末要支給額の算定にあたって勤務年数ごとに係数を定めているが、当該係数の端数処理を誤っていた。 退職給付引当金の期末要支給額の算定に当たっては、計算結果に誤りがないかどうか確認するために再計算を実施するとともに、上長が検証を実施すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：97)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算において、退職給付引当金の期末要支給額を算定する勤務年数ごとの係数の端数処理を修正し、今後は上位職が検証を実施することとした。</p>	<p>平成31年 （2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：退職金について② 中退共積立金について> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》 事業団では、退職給付引当金の算定に当たって期末要支給額から2月の中退共積立金を控除している。 退職給付引当金の算定に当たって期末要支給額から控除する中退共積立金の金額は2月ではなく決算月である3月の金額を用いるべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：97)</p>	<p>平成31年度（2019年度）分（令和2年（2020年）3月処理予定）から、退職給付引当金の算定に当たって期末要支給額から控除する中退共積立金の金額を2月ではなく決算月である3月の金額を用いることとした。</p>	<p>平成31年（2019年）4月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：退職金について③ 退職金の不利益改定について></p> <p>《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>事業団では、平成30年4月に給与の支給基準を引下げたことに伴い職員に対し給与及び賞与が引き下げられることを説明している。退職金は、退職時の本俸を算定基礎としているため、給与の支給基準の引下げは退職金の不利益改定に該当する可能性が生じる。</p> <p>労働契約法では、給与や退職金等の労働契約について、不利益改定は原則として認められず、労働者の同意を得るなど一定の要件を満たした場合など限られた状況においてのみ認められる。</p> <p>したがって、このような給与水準や就業規則の変更を行うにあたっては、法律専門家等にも相談するなど慎重な検証作業を行い、手続に遺漏のないようにすることが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：97）</p>	<p>今後は退職金改定についても説明を行うこととした。</p> <p>また、今後給与体制の構築に当たっては、法律専門家等と連携し適切な手続を行うこととした。</p>	<p>令和元年 （2019年）10 月16日</p>

指摘事項等	
<p><意見：リスク分担の運用の見直しについて> 《一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団》</p> <p>指定管理業務で発生するリスクについては、仕様書とリスク分担表をもとに市と指定管理者とで分担している。</p> <p>国際交流会館は落成後24年を経過し大規模修繕が必要な時期を迎えているが、近年は空調設備の故障による会議室利用料金の還付や駐車場設備の故障によるタクシー代の支出など、経費負担及び業務負担が増加している。これらのトラブル対応費用は指定管理業務の仕様には含まれていないことから、事業団がこれらを負担している。</p> <p>ここで、市策定「指定管理者制度運用マニュアル【資料編】」ではリスク分担表が例示されており、指定管理の協定を結ぶに当たっては概ねこの例に準じてリスク分担表が作成されている。例示によれば、「施設損傷リスク」として「施設の劣化に対して指定管理者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの」及び「指定管理者に帰責事由のある事故等」のリスク負担は指定管理者側にあり、その他のものは市が負担することとされている。上記のリスク分担では施設の劣化に対して指定管理者が適切な維持管理を実施しなかったことになる。では、空調機の故障はどちらの責に帰すべきであろうか。</p> <p>通常のアパートのメンテナンスとは、フィルタの交換・清掃、冷媒の充填等であり、コンプレッサーの故障等の主要部分に係る故障は、不具合が発生した後に交換・修理を行うことになる。老朽化に伴う故障は適切な維持管理を行っていても発生しうるものであり、これを防ぐには古くなったものを順次交換・修理していくほかない。これは施設設備そのものの更新の問題であって、更新に伴って発生した不可抗力の損失まで指定管理者側の負担とすることは不合理である。</p> <p>このような当初想定していない費用については、施設の修繕計画を策定するとともに設備の老朽化に伴うメンテナンス費用の負担について指定管理のリスク分担の運用を見直すことが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：97）</p>	
措置内容	措置日
<p>リスク分担については、協定締結の際に定めているが、その運用が明確ではなかった部分があるため、今後、事例を積み上げて市と事業団とが協議することとした。</p> <p>また、本市が所管する施設については、これまでの事後保全から予防保全へ転換を行い、全庁的に施設ごとの個別長寿命化計画を策定しているところである。</p>	<p>令和元年 （2019年）10 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

環境局 環境推進部 水保全課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：間伐材の売却に係る計上区分について></p> <p>《公益財団法人 くまもと地下水財団》</p> <p>財団は、平成27年度より公益目的事業として間伐材の売却を行っている。正味財産増減計算書内訳表において、この間伐材の売却から得られた収益の一部は「法人会計」区分の収益として計上し、残額は公益事業会計の「公益共通」欄に計上している。いっぽう、間伐材の売却に要した費用については、法人会計の管理費と公益目的事業会計の「公3地下水涵養推進事業」欄に事業費として計上されている。</p> <p>一般の会計原則から、費用収益対応の原則が適用され、収益に対応する費用は対応する経理区分に計上されることが要請される。</p> <p>財団は間伐材の売却収入の一部を公益全般に利用しているため、公益共通に収益を計上している。しかし、これに対応する経費については「公3地下水涵養推進事業」の事業費に計上されており、費用と収益が対応していない。対応させるためには、公益事業に充てる収益を「公3地下水涵養推進事業」に計上するか、公益共通欄に計上された収益に対応する費用を公益共通欄に計上することになる。</p> <p>ここで、収益費用については各事業に配賦することが困難な場合に共通欄に配賦することができる。しかし、間伐材の売却益経費は「公3地下水涵養推進事業」から発生した経費であるため、配賦困難な経費とは考えにくい。そのため、収益を「公3地下水涵養推進事業」に計上する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：106)</p>	<p>財団が公益目的事業として行っているのは間伐であり、間伐材の売却を事業として行っているわけではない。財団の間伐は地下水涵養が目的であり、そこから得られる収益は公益事業全般に活用できるものとして「公益共通」の収益として計上していたが、指摘を受け、平成30年度(2018年度)決算及び令和元年度(2019年度)補正予算で「公3地下水涵養推進事業」に計上した。また、令和2年度(2020年度)当初予算以降も同様に計上予定。</p>	<p>令和元年 (2019年)6 月7日</p>

指摘事項等	
<p><意見：資産の時価評価について> 《公益財団法人 くまもと地下水財団》</p> <p>財団の貸借対照表に特定資産として計上されている土地と立木は、公益目的事業のうちの水源涵養事業において、山林が持つ水源涵養機能の維持を図るために保有するとともに森林が持つ涵養効果についての調査研究のために活用されているものである。この貸借対照表価額は、平成8年10月21日の取得時に当時の不動産鑑定士の評価に基づいて計上されている。</p> <p>公益法人会計基準第23(6)では、「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。」と規定されている。資産の減損会計と呼ばれている取り扱いである。</p> <p>上記の土地と立木については、取得時に貸借対照表に計上して以降、時価の検討を行っておらず時価と簿価との乖離が不明である。資産の減損会計適用の必要性を判断するためには、まず時価を把握する必要がある。</p> <p>ただし、当該土地と立木については市場価格が観察できない可能性が高く、時価については合理的な方法により算定することとなると思われる。例えば不動産鑑定士に鑑定を依頼する方法もあるが、每期鑑定を依頼するとコストが膨大になってしまう。そのような場合には、固定資産税評価額から推測する等の方法で時価を把握することも、合理的な計算方法と考えられる。</p> <p>現状で時価が貸借対照評価額を著しく下回っている可能性は低いと考えられるが、時価の検討そのものは上記のいずれかの方法により行っておくべきと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：108)</p>	
措置内容	措置日
<p>財団の土地と立木がある西原村へ固定資産税評価額の仮算定を依頼し、取得時の村の固定資産評価額と現在の固定資産評価額を比較したところ、著しい下落（50%を超える下落）はしていなかった。それを踏まえて税理士及び公認会計士に相談したところ、「財団が山林を未来永劫所有することを前提としたうえで、現在の固定資産評価額が取得時より著しく下落していないのであれば、改めて不動産鑑定等を行う必要はないと判断して差し支えない。」との助言があったため、状況が変わらない限りは取得時の評価額を計上することとした。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 3 月 25 日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

環境局 環境推進部 水保全課

指摘事項等	
<p><意見：寄付金の募集活動について> 《公益財団法人 くまもと地下水財団》</p> <p>財団は寄付金の募集案内をHP上で行い、寄付者には寄付金額に応じて「かん養量証明書」を発行しているほか、税法上の優遇措置を受けられる「寄付金税額控除証明書」を交付している。</p> <p>公益法人への寄付については税制上も優遇措置があり、所得控除または税額控除を受けることが可能となっている。このうち、所定の要件を満たす法人については、行政庁から税額控除証明を受けることにより、寄付者に寄付金税額控除証明書を発行することができる。寄付者は確定申告を行うことにより所得控除または税額控除のいずれかを受けることができるが、一般的には税額控除のほうが減税効果は高いと言われている。したがって税額控除証明を取得した法人であるかどうかは、寄付予定者にとって重要な情報である。</p> <p>財団のHPでは税額控除、所得控除のいずれか有利なほうを選択できる旨の記載があり、控除証明取得法人であることは判断できるが、財団の財政基盤の強化を図るためには、より寄付を受けやすい環境を整備するために、寄付金税額控除証明書を発行できる法人であることをHP等で明示する、あるいは積極的に表示することが望ましい。</p> <p>公益財団法人の賛助会費については、対価性や支出義務がない場合には、寄付金として取り扱うことが可能である。財団の賛助会である育水会の賛助会費も寄付金として取り扱っているため、併せて寄付金税額控除証明書を発行できる法人であることをHP等で情報提供することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：109)</p>	
措置内容	措置日
<p>寄付金税控除について他の団体等のホームページ等を参考に利用者に分かりやすいようページの変更を行った。</p> <p>また、併せて、ホームページのトップ画面レイアウトを変更し、寄付金の募集が分かりやすいように配置した。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月25日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 産業部 商業金融課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：ガバナンス① 取締役会の開催頻度について> 《株式会社 熊本流通情報センター》 当社の取締役会は毎年3回（5月、6月、11月）（半期に一度及び株主総会開催時）の開催にとどまっている。 第363条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 代表取締役 2 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの <p>2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。</p> <p>この点、会社法上3ヶ月に一回（年4回以上）の開催が必要とされており、法的な開催頻度を満たしていない。法定の開催頻度を遵守する必要がある。</p> <p>また、会社の属する事業は変化の早いIT業界であること、市の経営改革計画において自律的な経営を求められていることを考えると、法定の最低回数に止まらず、適宜適正な頻度で取締役会を開催し、機動的な意思決定を図る体制を確立することが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：189）</p>	<p>取締役会の開催頻度については、会社法の規定に基づき年4回以上開催するため8月に取締役会を開催した。今後も年4回以上の開催を遵守する。</p>	<p>令和元年 （2019年）8 月22日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 産業部 商業金融課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：ガバナンス⑤ 内部監査の実施について> 《株式会社 熊本流通情報センター》 会社が作成している経理規程第43条では内部監査についての定めが置かれている。しかし、近年は内部監査が実施されていない。 内部監査制度は企業の内部統制の一部であり、企業の実態に即して経営者が設計・設置するものである。したがって、内部監査制度を企業に常置する必要はなく、またその範囲は会計監査にとどまるものではない。仮に会社の規模的に内部監査を実施できる体制にないため監査を実施していないのであれば、内部監査に代わる内部統制手段を用いるなど、当該規程を実態に沿って変更する必要がある。逆に、内部監査が実施可能な体制なのであれば、現行の規程どおりに運用することが必要である。</p> <p>(報告書掲載ページ：190)</p>	<p>内部監査については、経理規程の見直しを行い、内部監査を実施できる体制にないという実態に沿って内部監査制度を廃止するよう規程の改定を行った。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月29日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 産業部 商業金融課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：事業報告・計算書類② ソフトウェアの費用化もれについて> 《株式会社 熊本流通情報センター》 会社は平成28年度において1年間のライセンス料として支払った金額（4,378千円）について、ソフトウェアに計上し、5年間の耐用年数で減価償却処理されている。 本来、会計上はライセンス期間に按分して支払った金額を費用処理することが求められる。なお、税務上は下記の短期前払費用に合致し、経理上費用処理していれば、支払った年度において一括して損金に算入できるため、会計上も発生年度の費用として処理することも一般的に行われている。</p> <p>（報告書掲載ページ：192）</p>	<p>指摘内容については当社の取締役会に報告を行い、指摘以降は、ライセンス料の処理は、ライセンス期間に基づき按分するのを原則とし、短期前払費用に該当する場合には費用処理することとした。今後は厳格に判断する。</p>	<p>令和元年 （2019年）5 月22日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 産業部 商業金融課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：事業報告・計算書類③ 売掛金と未収入金の区分について> 《株式会社 熊本流通情報センター》 会社では営業上の債権のうち、「自治体コールセンター事業」や「公共施設予約システム事業」等の一部の事業区分について発生した営業債権について「未収入金」の勘定科目を使用して管理し、計算書類上も未収入金として開示している。</p> <p>会社法計算規則においては、通常の営業上の債権については売掛金を使用すると定められている。会社は計算書類の利用者に対して当社の期末における営業債権の残高について誤解を与えないように、開示組替処理などにより計算書類上はこのルールに合わせて表示すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：193)</p>	<p>平成30年度（2018年度） 下期の会計から、通常の営業上の債権については、会社法計算規則に定められたとおり、売掛金として計算書類に計上した。</p>	<p>令和元年 （2019年）5 月13日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：現金の過大計上について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 平成30年3月期の決算において、売店の売上現金が260円不足していたが当該不足金を平成30年4月3日に現金過不足として処理している。 現金について不足があった場合は、不足額の原因を調査し原因が判明した場合は原因に応じた適切な会計処理を実施すべきであり、また原因が判明しない場合は損失処理し貸借対照表の現金は決算日において実際に保有している金額で資産計上すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：222)</p>	<p>指摘を踏まえ、平成30年度（2018年度）の決算日に発生した現金過不足については、当該年度に適切に処理を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：未払金（未払消費税）の過大計上について></p> <p>《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>平成30年3月期の未払消費税について実際に納付すべき金額は2,209,400円であったが、協会は貸借対照表上、未払金2,286,600円及び未収金77,200円を計上しており、未収金及び未払金がそれぞれ77,200円過大になっていた。これは、消費税の中間納付の際にその他事業会計のみに負担させるいっぽう、決算確定後の納付額算定時にはその他事業会計及び実施事業会計に負担させていたため、その他事業会計において未収金が過大に、実施事業会計において未払金が過大になっているものである。</p> <p>貸借対照表に計上する未払消費税については、法人全体として実際に納付すべき金額をもって計上すべきなのでその他事業会計の未収金と実施事業会計の未払金を相殺すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：223)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算より、貸借対照表には法人全体として実際に納付すべき未払消費税の金額を計上することとした。</p>	<p>平成31年（2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：未払消費税の表示科目について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 協会では、未払消費税を未払金として計上している。 協会は、移行法人であり公益目的事業を実施していることから公益法人会計基準を採用している。しかし、同基準には消費税に関する基準がないので、公益法人会計基準上明文規定がない場合には法119条及び法199条の規定に基づき、企業会計基準を準用することが望ましい。</p> <p>ここで、日本公認会計士協会「消費税の会計処理について」において「未払消費税は、「未払消費税」等その内容を示す適当な名称を付した科目で貸借対照表に表示する」と規定されている。このため、未払消費税は未払金ではなく未払消費税として計上した方が負債の内容を明瞭に表示でき望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：223)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算より、未払消費税は、未払金ではなく未払消費税として貸借対照表に計上した。</p>	<p>平成31年（2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：バス一日乗車券販売報告書について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 熊本駅総合観光案内所の平成30年3月の「熊本城周遊バス一日乗車券販売報告書明細」の今月発売枚数（小人）について本来8枚で報告すべきところ7枚として報告したため平成30年3月の貸借対照表に仮受金が200円計上されている。 今月発売枚数は、正確に報告すべきである。また、上長は当該報告書が正確に記載されているかどうか慎重に検証すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：224）</p>	<p>指摘を踏まえ、平成30年度（2018年度）決算より報告内容等に誤りがないよう、正確な報告及び検証を行い適切に処理を行った。 今後も報告誤り等がないよう慎重に取り扱っていく。</p>	<p>平成31年 （2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：雑収入について① 国際シンポジウムのレセプション等に係る収入について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 協会では、第16回国際アミロイドーシスシンポジウムのレセプション等に係る収入3,212,490円を公益事業の雑収入として計上している。 国際シンポジウムの誘致は協会にとって公益事業に該当するため、その収入の内容を明らかにするために雑収入ではなく事業収益としてその内容が分かる勘定科目を用いて計上することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：224)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算より、国際シンポジウムのレセプション等に係る収入は公益事業の事業収入として計上することとした。</p>	<p>平成31年（2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：雑収入について② 仕入代金について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 協会では、取引先が誤って請求書を2回発行したことから仕入を二重に計上するとともに仕入代金も二重に支払っており払いすぎた仕入代金 13,650 円を雑収入として計上しているが、これは収入ではないため未収金等の勘定科目で資産計上すべきものである。 取引先が誤って請求書を2回発行したとしても、協会は二重に仕入を行っているわけではないので仕訳計上及び仕入代金の支払いは不要である。取引先が誤って請求書を発行した場合は、当該誤りに適時に気付くよう請求書の処理業務を慎重に実施することが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：224)</p>	<p>平成30年度（2018年度）決算においては当該事象が発生していない。 今後発生した際には、意見を踏まえ、取扱いに注意したい。</p>	<p>平成31年（2019年）3月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：雑収入について③ 土産等売上について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 土産等売上の会計処理について、協会では経理規程等において明文ルールは策定していないものの、従来、諸収入として計上していたところ、その一部について雑収入として1,890円計上している。 土産等売上については、従来の会計慣行に従い雑収入としてではなく諸収入として計上すべきである。また、土産等売上の会計処理について、経理規程等において明文ルールを策定すべきか否か検討することが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：224)</p>	<p>土産等売上の会計処理については、指摘を踏まえ、平成30年度(2018年度)決算では雑収入としてではなく諸収入として適切に処理した。</p> <p>規程等による明文化については、協会全体の経営見直しを行っている最中であり、事業や処理方法についても過渡期にあることから、当面は行わない予定である。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：継続企業の前提に関する注記について> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>協会では、継続企業の前提に関する注記として「平成28年4月14日以降続いた熊本地震の影響により経常収益の著しい減少となった」と記載している。</p> <p>しかし、当該注記については「継続企業」及び「継続企業の前提に関する開示について」に準拠した検討を行っておらず、また注記の検討過程が記載された文書も残されていない。このため、監査人としては当該注記の妥当性について検証できなかった。</p> <p>継続事業の前提に関する注記は、財務諸表に関する極めて重要な情報であり、その開示に当たっては慎重な検討を求められる。したがって、「継続企業」及び「継続企業の前提に関する開示について」に準拠して注記の要否を検討するとともに、その検討過程を明らかにしておくことが望ましい。</p> <p>なお、継続企業の注記とは、売上高の著しい減少、主要な市場・得意先の喪失、ブランド・イメージの著しい悪化等、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象が存在し、対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に、その内容を財務諸表に注記を要請するものである。熊本地震の発生により経常収益が著しく減少したことは事実であるが、その影響が長期間にわたって同様に継続すると判断する要因がないため、当該事象は継続企業の前提に関する注記に該当しないものとする。</p> <p>(報告書掲載ページ：225)</p>	<p>意見を踏まえ、平成30年度（2018年度）決算において当該注記を削除した。</p> <p>今後、継続企業の前提に関する注記としては、売上高の著しい減少、主要な市場・得意先の喪失、ブランド・イメージの著しい悪化等、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象が存在し、対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に、その内容を記載することとする。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月31日</p>

指摘事項等

<指摘：指定管理者への応募に関する意思決定のありかたについて>

《一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団》

理事会運営規則では法人の業務執行の決定、法人運営の根本又は基本方針に関わる事項については理事会決議事項とされている。しかし、理事会の議事録によれば、指定管理者への応募については事務局から「前向きに検討することとしたい」旨、及び「公募申請に関しては機密性の高い案件が含まれることから最終的な判断を理事長に一任していただきたい」旨の申し出があり、これを了承しているのみである。なお、理事長・常務理事の職務執行の状況報告では指定管理者に選定された旨の報告がある。また、法人運営に決定的に重要な項目である指定管理者への応募について、予め判明している事項にもかかわらず理事会への付議は当日の追加事項となっている。

理事長に一任する「最終的な判断」がどのようなものか、どの範囲までを許容するのか明らかでない。さらには、理事会で法人運営の方向性や受託の可否を判断する材料が提供されておらず、理事の判断根拠が不明である。その結果、理事長が何をどこまで実施するのかについての責任の所在が不明確となっている。特に、事業団がこれまで実施してきた事業とは内容や趣旨が大きく異なる事業へ応募を行う場合には、受託可能なかどうか、今後進むべき方向性と合致しているのかなど、「事業団のあり方」という根本問題も含めて、理事会としてのガバナンス機能を発揮しながら十分な議論が必要であったはずである。このような理事会のガバナンスを明らかにするための証跡としての理事会議事録が、現状では不十分であると言わざるを得ない。

例えば平成23年度から受託を開始した市子ども文化会館の指定管理者選定への応募に際して、寄付行為改正を諮ったことが理事会議事録に記載されていた。しかし、応募について具体的な検討や討議が行われた痕跡が確認できなかった。この点に関して、事業団の回答は「一般の方が理事であるので、競争相手に漏れるおそれがある」とある。理事会議事録においても、「公募申請に関しては機密性の高い案件が含まれることから最終的な判断を理事長に一任していただきたい旨の申し出があり、異議なく了承された」とある。

しかし、理事は「善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）」及び「忠実事務」を負っている。競争相手への情報流出の可能性や情報の機密性を理由に、議論に必要な情報を理事に開示しないのは、甚だ合理性に欠けると言わざるを得ない。適切な情報提供が各理事に対してなされなければ、各理事は適切な意思決定ができず、法人運営における適正なガバナンスが期待できないのは明らかである。このように、事業団内部で十分な議論がなされているとは認められず、理事による適正なガバナンスが発揮されているとは言いがたい。

したがって、法人運営にとって重要な項目である指定管理者受任に関する意思決定について、理事会への情報提供を十分に行うとともに、理事会における十分な検討・議論が必要である。

（報告書掲載ページ：249）

措置内容	措置日
<p>指定管理者への応募など法人運営における重要事項については、理事会・評議員会へ十分な情報提供を行い、十分に検討・議論を行った上で意思決定を行うよう、所管課から事業団に対し指導・助言した。</p> <p>それを受け事業団としては、重要案件については、詳しく分かりやすい資料を事前に役員等に配付し、当日の活発な議論を促す環境を整えるとともに、議事の詳細な記録を徹底することとした。</p> <p>今後はモニタリング等を通して、理事会・評議員会における審議内容の確認を徹底していく。</p>	<p>令和元年 (2019年)10 月24日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：第4次外郭団体経営改革計画における事業団の位置づけについて> 《一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団》</p> <p>第4次外郭団体経営改革計画において、事業団は「一般財団法人へ移行した団体のうち比較的経営が安定しており、外郭団体として期待される公益的役割をさらに推し進める団体」として位置づけられている。</p> <p>しかし、「比較的経営が安定」的であるのは、指定管理業務を受託している前提があるからであり、公募による指定管理業務が収益の中心である事業団にとって、仮に指定管理者が受託できなかった場合、経営は一挙に不安定となるのが容易に想像できる。また、「外郭団体として期待される公益的役割」とあるが、民間事業者が応募可能な公募による指定管理業務を中心に実施している点に鑑みれば、外郭団体でなければ実施不能な役割が何であるのかが不明確であり、事業団が外郭団体として期待される役割を果たしているとまでは言えないのではないか。このように市の位置付けと、事業団のおかれている実情とは、完全にマッチしているとは言いがたい。</p> <p>市は、外郭団体としての位置づけを明確に定義したうえで、事業団としてはその枠組みの中で事業を遂行していく必要がある。ただし、事業団がより自主的な組織として運営を行っていくためには、事業団の理事会での活発な議論を行い、事業団としての意思決定を行うことが必要である。</p> <p>（報告書掲載ページ：250）</p>	<p>（一財）熊本市社会教育振興事業団は、施設の管理運営を通じ、これまでも市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため、健康づくり、スポーツ振興、教育、文化芸術活動等に関する事業を実施しており、所管課としては本市の外郭団体としての役割は十分果たしていると考えている。</p> <p>ただ、現在の収益の中心が指定管理業務であるという実態を踏まえ、今後、理事会・評議員会において活発な議論を行い、さらに自立性を高めていく方策を検討するよう、所管課から事業団に対し指導・助言した。</p> <p>それを受け事業団としては、理事会・評議員会において、活発な議論が行われるよう、詳しく分かりやすい資料を事前に役員等に配付し、当日の活発な議論を促すための環境を整えることとした。</p> <p>今後はモニタリング等を通して、理事会・評議員会における審議内容の確認を徹底していく。</p>	<p>令和元年 （2019年）10 月24日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p><意見：公益目的支出計画の進捗について> 《一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団》</p> <p>事業団は法律に従い「公益目的支出計画実施報告書」を県に提出している。平成29年度において、公益目的財産残額の計画と実績との差異が、約△37百万円生じている。この差異について、事業団の見解は次のとおりである。</p> <p>当該事業年度の公益目的収支差額は、143,236,120円となり、公益目的財産残額は164,946,674円となった。計画に対しては熊本地震による影響で▲37,092,120円と大きく差異が生じたが、次年度以降の計画を着実な実行により予定年度内での完了が見込まれる。（出所：事業団「起案文書」）</p> <p>確かに、差異の主な原因は熊本地震の影響によるものであるが、差異額は計画上の公益目的収支差額1年分（26百万円）を超える金額であり、翌年度以降すべて計画どおりの収支差額であったと仮定しても1年以上完了が早まる計算である。特に実施事業収入が計画よりも未達になっているというのが現状である。今後、計画に従った着実な実施事業の遂行が望まれる。なお、平成29年度末時点において貸借対照表に計上されている現金預金残高は305百万円である。この金額は、事業の運転資金としては過大であると考えられる。</p> <p>いっぽうで、平成29年度末時点における公益目的財産残額は164百万円であることから、「公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日」である平成38年3月31日までに当該残額の財産が現実に事業団から流出することを踏まえ、資金繰り等には十分に留意する必要がある。運転資金とは別個の使用目的を明らかにするために、将来の流出予定資金の一部を予め特定預金に区分計上することを検討すべきと考える。</p> <p>（報告書掲載ページ：251）</p>	
措置内容	措置日
<p>所管課としては、当該預金残高に十分留意しながら計画を遂行するとともに、公認会計士へ相談のうえ、適切な措置を講じるよう指導した。</p> <p>それを受け事業団は、運転資金とは別の使用目的を明らかにするため、特定預金を区分計上することについて検討したが、公益法人会計基準（内閣府公益認定等委員会）には、当該預金についての特段の言及はなく、他の一般財団法人においても区分計上が一般的でないことから、特定預金とし計上することはせず、預金残高に留意しつつ計画を遂行することとした。</p> <p>また、留意する方法としては、月次による通帳残高と会計システムとの突合を行い、通帳残高を毎月確認し、当該預金残高に十分留意しながら計画を遂行するとともに、適宜、公認会計士へ相談のうえ、適切な措置を講じていく。</p>	<p>令和元年 （2019年）10 月24日</p>

指摘事項等	
<p><意見：一般財団法人熊本市駐車場公社との合併について> 《一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団》</p> <p>事業団は、平成30年12月11日付で一般社団法人熊本市駐車場公社と合併契約書を締結し、平成31年4月1日を効力発生日として、事業団を吸収合併存続法人、駐車場公社を吸収合併消滅法人とする吸収合併を行う予定である。合併契約の締結について審議された理事会及び評議員会の議事録には、事務局から合併の経緯及び理由の説明があったものの、「全員異議なく承認された」旨の記載があるのみで、理事会及び評議員会でどのような議論がなされたか不明であった。</p> <p>事業団の将来の経営に大きな影響を及ぼしかねない今回の吸収合併について、意思決定機関である理事会及び評議員会で活発な議論を行わなければ、法人としてのガバナンスが効果的に機能しない。また、合併に伴い発生する可能性のあるリスク（例えば人件費増加に伴う財務状況の悪化など）について、責任の所在があいまいとなりかねない。</p> <p>さらには、合併により、事業団がこれまで行ってきた業務とは異なる分野、例えば「道路交通の円滑化及び都市機能の確保」に関する事業なども実施することになる。合併する法人の権利業務を包括的に承継することは当然のことであるが、この先、事業をどこまで拡大するのか理事会及び評議員会における徹底した議論はなされていない。このままいくと、事業団が一体何をする法人であるのか、進むべき方向性や法人の存在意義が不明確となりかねない。したがって、事業団の存続に影響を与える重大な事案については、意思決定機関である理事会及び評議員会に対して十分な情報提供を行うとともに、今後進むべき方向性を見定めたいうえで、活発な議論を行うことが求められる。</p> <p>（報告書掲載ページ：254）</p>	
措置内容	措置日
<p>所管課としては、財団の合併など、事業団の将来の経営に大きな影響を及ぼしかねない重要な事項については、理事会・評議員会へ十分な情報提供を行い、十分に検討・議論を行った上で意思決定を行うよう、指導・助言した。</p> <p>それを受け事業団としては、理事会・評議員会において、活発な議論を行うため、詳しく分かりやすい資料を事前に役員等に配布し、当日の活発な議論を促すための環境を整えることとした。</p> <p>今後はモニタリング等を通して、理事会・評議員会における審議内容の確認を徹底していく。</p>	令和元年 （2019年）10 月24日

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：愉和荘② 愉和荘における給食について> 《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》 愉和荘では、入居者に対して提供している給食を民間事業者に外部委託している。</p> <p>外部委託にする以前は、職員による給食の提供を行っていた。過去において、外部委託を導入するに当たり、人件費と委託費での比較を行ったことがあるが、常勤職員の給与での比較を行ったため、委託費のほうが有利となり、給食の外部委託を導入することになった経緯があるとのことである。</p> <p>しかし、非常勤職員の人件費での比較は行っていないため、非常勤職員を採用した場合の人件費と外部委託料の比較を行う必要があるが、現在のところ具体的な数値を算定した上での比較は行っていない。</p> <p>したがって、本所総務課主導で非常勤職員での人件費でコスト計算をおこない、外部委託とどちらが有利かシミュレーションを実施して検討すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：274）</p>	<p>現在の委託契約は、平成29年（2017年）4月～令和2年（2020年）3月の契約期間である。包括外部監査での意見を受け、現状の職員（常勤職員、パート職員）配置での人件費と委託費の比較を行った。費用面において極端に委託費が有利とはならなかったが、非常災害時における安定した食事提供等、費用面以外の点を考慮し外部委託が適正であると改めて判断した。今後の契約の際もコスト計算を行った上で判断することとする。</p>	<p>令和元年 （2019年）9 月30日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：福祉金庫貸付事業における契約書記載事項と実態の相違について></p> <p>《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》</p> <p>福祉金庫貸付事業は、市健康福祉政策課の補助事業である。当該事業の運営に係る補助を受けるとともに、貸付金原資を年度初めに市から借受け（10百万円）、年度終わりに全額返済するスキームで行っている。原資の借入については、市と市社協の間で契約書を締結している。契約書の貸付期間はH29/4/1からH30/3/31となっている。しかし、実際の貸付日（市社協側では入金日）は平成29年10月6日であった。</p> <p>このように契約書の内容と実態が相違しているのは、市による事務手続きの遅延が原因と考えられる。</p> <p>契約書の内容と実態との間に齟齬が生じないように、事務手続きに遅延が生じないようにすべきである。または、契約書の内容を実態に即して記載すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：275）</p>	<p>当該貸付の事務については、早期に行うよう改善に努めているところ。</p> <p>【平成30年度（2018年度）】5月に支払 【平成31年度（2019年度）】6月に支払</p> <p>引き続き、市社協の担当者と連携しつつ、早期の事務処理に努める。</p>	<p>令和元年 （2019年）6 月14日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：適切な会計処理① 退職給付引当金の計上誤りについて＞</p> <p>《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》</p> <p>平成29年度の決算書によれば、退職給付引当金の計上額は法人全体で176,152千円である。退職給付引当金のあるべき計上額は、期末時点での共済掛金の総額である。そのため、共済掛金の総額がわかる資料から平成30年3月31日時点で退職した職員の分を差し引いた額（176,663千円）と突合したところ、511千円の過少計上であることが判明した。その理由を総務課に確認したところ、平成30年3月31日退職者の給付額について、基金からの回答が間違っており、511千円多く未払計上したため、その分退職給付引当金の計上額が過少となったとのことであった。しかし、「加入職員明細表」により、引当金のあるべき残高の検証は容易にできるため、決算作業時点で適切な照合を行い、誤りを発見・修正すべきであった。</p> <p>（報告書掲載ページ：276）</p>	<p>決算作業時、複数人でチェックを行う体制に改めた。平成30年度（2018年度）の決算作業時に適切な照合を行った。</p> <p>今後も決算作業時に「加入職員明細表」により、引当金のあるべき残高の検証を行い、複数人でチェックを行うよう徹底する。</p>	<p>平成31年 （2019年）4 月26日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：適切な会計処理② 賞与引当金の計上誤りについて＞</p> <p>《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》</p> <p>平成29年度における賞与引当金の額を検証したところ、計上もれが発見された。原因について総務課に確認したところ、サービス区分の中で、人件費を計上していないサービス区分があり、当該サービス区分について賞与引当金の計上がもれており、しかも合計ベースで次年度予算（平成30年度夏季賞与）との整合性を確認していなかったためとのことであった。</p> <p>賞与引当金の計上額について、予算の4か月相当分の比較を実施し、計上漏れの確認を実施すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：276）</p>	<p>決算作業時、複数人でチェックを行う体制に改めた。</p> <p>平成30年度（2018年度）の決算作業時に賞与引当金の計上額について、予算の4か月相当分の比較を実施し、計上漏れの確認を実施した。</p> <p>今後もこの方法で確認を実施し、複数人でチェックを行うよう徹底する。</p>	<p>平成31年 （2019年）4 月26日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：適切な会計処理③ 有価証券の評価方法について> 《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》 市社協は「いきいき市民福祉基金積立資産」の名称で、有価証券（国債等）を保有・計上している（平成29年度末で395百万円）。当該計上額は帳簿価格で計上されている。有価証券台帳をレビューしたところ、市社協が保有する有価証券は国債及び地方債で時価のあるものであり、かつ、過去に満期日前に売却した実績があることから、「満期保有目的の債券以外の有価証券（時価のあるもの）」に分類され、期末日の時価で評価すべきものと思われる。また、平成29年度の計算書類における注記で、有価証券について「重要な会計方針（1）有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし」と記載されている。</p> <p>会計基準は、科目のいかんにかかわらず有価証券を保有している場合には当該有価証券の種類ごとの評価を要求していることから、注記においても評価方法を適切に開示する必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：277）</p>	<p>顧問会計事務所と協議し、令和元年度決算書類より、注記において評価方法を適切に開示することとした。</p>	<p>令和元年 （2019年） 11月21日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：適切な会計処理④ 有価証券の管理運用規定について> 《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》 現在、国債等の購入にあたって、具体的な手続きや運用を規定した管理運用規定がない。 余剰資金の運用については、リスクが大きいことから、手続きの明確化とともに責任の所在を明確化するため、有価証券の管理運用規定を早急に整備することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：277)</p>	<p>有価証券の管理運用について規定する「いきいき市民福祉基金資金運用規程」を制定した。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月25日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：退職給付の計算及び退職給付引当金① 退職金規程の定めと実際支給額との差異について> 《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》センターでは職員退職金について「退職手当支給規程」で勤続年数に応じた支給率を定めている。しかし、平成30年4月に退職した者の実際の退職金支給額は、市の職員手当に関する条例施行規則及び同施行規則に定める調整額に準じ計算されていた。このため、上記退職者に係る退職手当支給額は、現行規程の定めに従って計算した額と比べ、459,064円少なくなっている。</p> <p>退職金の支給に関して市の規程に準じること自体は、法人の内部管理の問題であり問題はない。しかし、そのようにするのであれば、事前にセンターの規程を適切に改定する必要がある。</p> <p>また、当該変更は給与規程の不利益改定に該当するおそれもある。したがって、今後、同様の事例が発生する場合には専門家の協力を得て、手続に遺漏のないように注意すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：288)</p>	<p>退職手当支給規程の改正を行った。</p>	<p>平成31年 (2019年)3 月28日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：法人市民税の減免申請について> 《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》 センターは現在収益事業を行っていないため、法人税額を基礎とした法人税割は納付を行っていない。いっぽう法人税割の有無にかかわらず負担する均等割は、申告及び納付を行っている。 収益事業を行っていない公益社団法人は、申請を行うことにより法人市民税の減免を受けることができる。法人の税負担を多少なりと軽減するためにも、上記制度を利用すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：289)</p>	<p>意見のとおり令和元年度（2019年度）は法人市民税の減免申請を行った。</p>	<p>平成31年 （2019年）4 月1日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：消費税等の会計処理① 申告期限及び納付について></p> <p>《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》</p> <p>消費税及び地方消費税の申告は、決算後2か月以内に行う必要がある。しかし、平成29年度の消費税等の申告日付は平成30年6月29日となっており、期限後申告となっている。</p> <p>災害等の正当な事由がない限り、事業者は課税期間ごとに当該課税期間の末日の翌日から2か月以内に、課税標準である金額の合計額等を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。また、公益法人等の場合、法令等によりその決算を完結する日が決算後2か月超の日と定められている法人を除き、申告期限の延長の制度はない。</p> <p>上記の一定の要件を満たす場合を除き、申告期限を超過しての期限後申告の場合には納付すべき税額の10%が、また納付すべき税額が50万円を超えるときは、その50万円を超える部分について15%の無申告加算税がそれぞれ賦課される。本事案で賦課された無申告加算税は198,000円であった。また、消費税等の申告書が法定納期限後に提出されたことに伴い、確定税額の納付も期限後になっているため、納期限から実際の納付日まで延滞税が賦課されることになる。本事案で賦課された延滞税は12,000円であった。</p> <p>申告納税が遅れた理由は、期末の決算事務作業や社員総会等の総務事務に係る負担が大きく、期限内に事務処理が終わらなかったためとのことである。しかし、期限内に申告していれば負担することのなかった加算税等を支払っており、法人の財政状況に悪影響を与えていることは事実である。そのため、消費税の申告期限に間に合うように、消費税等に関する処理を適切な時期に完了する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：290)</p>	<p>平成30年度（2018年度）分消費税から申告期限内及び納付期限内に処理を行った。</p> <p>今後も期限内に適切に処理を完了する。</p>	<p>令和元年（2019年）5月31日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：雇用保険について> 《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》センターには職員が在籍し雇用契約を締結しているため、雇用保険に加入している。</p> <p>雇用保険料率は平成29年度は労働者負担が1,000分の3、事業主負担は1,000分の6に改定されている。しかし、給与台帳から控除されている雇用保険率は1,000分の5となっており、雇用保険料が平成27年度のままとされている。</p> <p>雇用保険料率の変更を給与計算において適切に反映させなければ、法人の負担額や従業員の給与の額に影響することになる。現状では、雇用保険の支払総額については適切であると考えられるため、結果として、従業員負担額が過大であり、法人負担額が過少となっている。</p> <p>雇用保険料率は毎年改定されるわけではないため、雇用保険料率の変更についての案内を確認する等により、変更を把握する必要がある。</p> <p>現状では、給与より預かっている雇用保険の額が過大となっている。そのため、雇用保険料率を現在適用されている料率に変更し、適切な額を預かるように変更する必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：291）</p>	<p>指摘後速やかに雇用保険料率を現在適用されている率に変更した。</p> <p>今後も雇用保険料率の変更についての案内を確認する等により、変更の把握に努めていく。</p>	<p>平成31年 （2019年）3 月25日</p>

平成30年度（2018年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

教育委員会事務局 健康教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：正味財産増減計算書内訳表について></p> <p>平成28年度の正味財産増減計算書内訳表における公益事業会計一般正味財産期首残高が0円となっているのに対して、平成27年度の同期末残高は△264,551円であった。すなわち、平成27年度期末残高と平成28年度期首残高が引き継がれていない。これは、平成28年度に給食会の会計ソフトを更新した際、誤って公益事業会計の前期末残高を引き継がず、法人会計に全ての一般正味財産を計上してしまったためである。</p> <p>正味財産増減計算書内訳表を作成する場合には、公益事業会計と法人会計は別個に正味財産の残高を把握するか、事業区分ごとの残高は記載せず合計欄に法人全体の残高を記載する必要がある。</p> <p>ところで、収益事業がなく公益事業が1つしかない公益法人は、正味財産増減計算書内訳表の作成を省略することも可能となっている。給食会はこの法人に該当する。したがって、修正方法は以下の二とおりが考えられる。</p> <p>① 平成28年度の正味財産増減計算書内訳表において公益事業会計と法人会計の一般正味財産期首残高を前年度末に合わせて修正する。</p> <p>② 正味財産増減計算書内訳表の作成を省略する。</p> <p>ここで、正味財産増減計算書内訳表の作成を省略した場合には、表示方法の変更として財務諸表に当期から正味財産増減計算書内訳表の作成を省略した旨の注記が必要となる。また、経理規程第4条の会計区分の記載は消去する必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：136）</p>	<p>指摘を受け、修正方法①のとおり、正味財産増減計算書内訳表において、平成28年度（2016年度）にさかのぼり公益事業会計と法人会計の一般正味財産期首残高を修正した。令和元年（2019年）5月開催の理事会・定時評議員会にて報告し、承認を受けた。</p>	<p>令和元年（2019年）5月15日</p>

<p><指摘：重要な会計方針の注記について></p> <p>給食会の財務諸表に対する注記では、重要な会計方針が記載されている。平成 25 年度から平成 29 年度財務諸表における当該注記の内容はいずれも、① 有価証券の評価基準及び評価方法、② 固定資産の減価償却の方法、③ 消費税の会計処理、④ リース取引の処理方法 である。いっぽう、各年度の貸借対照表においては、いずれも退職給付引当金が計上されている。</p> <p>公益法人会計基準では、引当金を計上する場合にはその計上基準を注記することが求められている。したがって、注記においては、退職給付引当金の計上基準を記載すべきであった。</p> <p>(報告書掲載ページ：138)</p>	<p>平成 30 年度 (2018 年度) 決算より、財務諸表に退職給付引当金の計上基準の注記を掲載した。令和元年 (2019 年) 5 月開催の理事会・定時評議員会にて報告し、承認を受けた。</p>	<p>令和元年 (2019 年) 5 月 15 日</p>
<p><指摘：共同購入運転資金貸借契約について></p> <p>給食会に対しては、毎事業年度期首に市から「共同購入運転資金貸借契約」に基づき、平成 29 年度では 3,000 万円が無利息で貸付けられている。この用途は、法人の年度当初の運転資金であり、具体的には青果物の調達における前払金である。当該貸付が行われるようになった経緯は、青果物組合から野菜を調達する際に前払いで支払うことによって、割引価格 (4%引き) で調達できることから、初回購入分の貸付として昭和 37 年 4 月より開始されたものである。</p> <p>しかし、現在では前払いとして使用されておらず、常に貸付額が留保されている状態で年度末に返済されている。また、このような運転資金の借入と返済は、収支計算書の財務活動収支の部に計上される必要があるが、過去 5 年間いずれも未計上となっている。</p> <p>総務省指針では、「地方公共団体が第三セクター等に対して短期貸付けを反復かつ継続的に実施することは、本来は長期貸付又は補助金の交付等により対応すべきであって、制度の趣旨を逸脱しており、他の方策による公的支援に移行することが必要である。」との考え方を示している。</p> <p>現状では、運転資金として当該借入金は利用されていないのであるから、まずその必要性を検討することが不可欠であろう。その結果によっては、短期貸付を中止することも視野に入れ、他の方策による公的支援を検討する必要がある。また、継続するのであれば、当該借入金は収支計算書の財務活動収支の部に計上する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：141)</p>	<p>指摘を受けた貸付金については、青果物を安く購入するため前払いしていたが、長期低金利が続き、市場から調達することが可能になり必要性がなくなっていたため平成 31 年度 (2019 年度) から交付を停止した。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日</p>

<p><指摘：公益事業と法人会計への経費の按分について></p> <p>給食会は会計区分として公益事業会計と法人会計を有しており、公益事業会計は公益のための事業に関する収益費用を計上し、法人会計には管理業務や法人全般に係る収益費用を計上することになる。</p> <p>収支相償の計算の基礎となる公益法人の定期提出書類別表F各事業に関する費用額の配賦計算表において、会計区分に共通的に発生する費用については従事割合等の比率をもって各事業に配賦（按分計算）されている。各費用のうち役員報酬や税理士報酬等も従事割合により配賦されているが、公益目的事業に役員報酬の8割と税理士報酬の9割が計上されている。現状の従事割合は、県に提出する公益法人の定期提出書類の作成の時間数を公益事業会計にかかる書類の作成に従事した時間と、法人会計の書類の作成に従事した時間で按分している。</p> <p>ここで、公益法人の管理費は公益法人の事業に跡づけることができない経常的な費用とされており、法人が存続していく上で必要な経常的経費をいうものとされている。その例示としては、役員報酬、理事会・評議員会の開催経費、監事報酬や税務申告に係る税理士報酬、会計監査に係る監査報酬などがあげられている。このことから、定期提出書類の作成に関する経費等は、公益事業を行うために直接必要な経費ではないと考えられるため、これを公益事業に按分するのは不適切である。</p> <p>（報告書掲載ページ：142）</p>	<p>指摘のとおり、管理費（法人会計）は、法人の事業を管理するため、毎年度経常に要する費用であり、例えば、理事会・評議員会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬であるが、理事長の報酬は事業費（公益目的事業等費）に配賦していいとの外部監査委員の指導を受け、経営コンサルタントとも相談して、令和元年（2019年）5月開催の理事会・定時評議員会にて補正予算として提案し、承認を受けた。</p>	<p>令和元年（2019年）5月15日</p>
---	---	-------------------------

<p><指摘：事業費補助金からの法人会計への収益計上について></p> <p>正味財産増減計算書内訳表では、市から受けている事業費補助金から法人会計へ補助金の一部が配賦されている。しかし、当該補助金の交付要綱では補助対象経費を ① 学校給食用物資の共同購入に要する経費、② 食育の推進に要する経費、③ 学校給食に関する調査・研究に要する経費、④ その他前条の事業を実施するために要する経費 と定めており、法人の運営管理に要した経費を補填する内容とはなっていない。したがって、現状の要綱からは補助金を法人会計へ配賦することは不適切である。</p> <p>しかしながら、現在の基本財産の運用益では法人会計の運営管理費を捻出することができないことも明らかである。また、公益事業会計からは法人会計の赤字を補填するような黒字を継続的に生み出すことはできないものとされている。公益法人の制度設計では、このような法人部門の運営費は正味財産の運用益か収益事業からの黒字で賄うことが想定されているが、現行定款上は収益事業を実施することができない。また、収益事業を実施するための人的、財政的余裕もない。</p> <p>補助金の一部を法人の運営費に充てざるを得ない状況であるならば、補助金の交付要綱を改定し、一定の割合、又は上限を決めて法人会計への配賦を行えるようにすべきである。要綱の改訂が行えないのであれば、法人会計の運営費を補填するような新たな財源の確保を行う必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：143)</p>	<p>指摘を受け、主管課の健康教育課と協議を重ねたが、補助金は公益目的事業に当てるためのものであったため、令和元年(2019年)5月開催の理事会・定時評議員会にて補正予算として提案し、承認を受けた。</p>	<p>令和元年(2019年)5月15日</p>
--	---	-------------------------

<p><意見：給食物資の購入について></p> <p>給食会が調達している給食物資は、青果物と一般物資に分れている。青果物については、月に二度青果物査定会を実施し、品質の確認及び購入価格を決定した上で、青果物組合との契約により調達を行っている。いっぽう、一般物資については、月に一度物資購入委員会を実施し、品質の確認及び購入価格を決定した上で、各業者との契約により調達を行っている。また、一般物資のうち食肉や豆腐他等、一部の物資については各納入組合との契約により調達を行っている。</p> <p>青果物査定委員会及び物資購入委員会の委員は、給食会の理事の他、PTA代表、栄養教諭、給食技師等の専門家で構成されている。委員会では基本的には価格を重視した上で、安全性の問題や、質の問題、産地等を考慮して最終的な価格や納入業者等を決定している。現状では、価格決定において、見積りや産地等の記載された資料を元に委員会で決定されるが、各委員の発言や決定された物資に対しての各委員の賛否等、会議の内容がわかる議事録等が作成されていない。</p> <p>給食物資の購入は給食会の最も重要な業務である。また、1年間で取引される物資代金の総額は20億円を超えており、金額的にも重要性が高い。したがって、その内容を決定する両委員会の活動については適宜、活動記録を作成し、第三者や後日の検証ができる状態にしておくべきである。そのため、価格決定等の基礎資料とともに各物資の決定について、反対の委員が存在したかどうか、価格以外により決定した場合にはその根拠はなんであったか、等の意思決定に係る経過を記録した議事録を作成することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：144)</p>	<p>意見を受け、令和元年度（2019年度）から青果物査定会及び物資購入委員会の議事録を作成することとした。</p>	<p>平成 31年 (2019年) 4月1日</p>
--	--	-------------------------------------

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社

<p><指摘：小口現金取引の伝票処理（会計システムへの入力）について></p> <p>小口現金取引につき、日々の取引は取引前に所属長に了承を得るとともに取引後は所属長に領収書に押印を得た後、総務課の出納事務担当者へ当該領収書を提出している。総務課の出納事務担当者は領収書に基づき精算を行い、現金出納明細書及び金種票への記録を行っている。</p> <p>出納責任者は、終業時に現金出納明細書、金種票及び現金現物の照合を行っているが照合証跡を残していない。また、会計システムへの入力は、月末にまとめて出納事務担当者が現金出納明細書に基づき行っているが、入力日付を月末日としており実際の取引日になっていない。</p> <p>公社会計規程第 14 条において「伝票の記帳の日付は、次の各号のとおりとする。（1）収入伝票及び支出伝票にあつては、金銭出納の日」と規定されている。したがって、現金出納明細書から会計システムへの入力の日付は、月末日とするのではなく実際に現金出納を行った日とすべきである。なお、実際の現金出納日での日付入力の実態に即さず、実行不可能であるならば、適切に規程を見直すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：174）</p>	<p>小口現金取引の伝票処理については、これまで、小口現金（月 10 万円）を金庫に保管したうえで、支出はその都度帳簿に記載し、伝票処理は月末に一括して行っていたが、公社会計規程（第 14 条第 1 項第 1 号 収入伝票及び支出伝票にあつては、金銭出納の日）に基づき、伝票処理は金銭出納の日付で行うように改善した。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日</p>
--	--	---

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社

<p><指摘：賞与引当金に対応する法定福利費について> 公社では、平成 29 年度決算において、賞与引当金を 11,463,445 円計上しているが、当該賞与引当金に対応する法定福利費を計上していない。実際に賞与を支給した際には、法定福利費の納付も必要となることから賞与引当金に対応する法定福利費を計上すべきである。 (報告書掲載ページ：175)</p>	<p>賞与引当金に対応する法定福利費については、賞与の発生に伴い必然的に発生するものであることから、平成 30 年度(2018 年度)補正予算において賞与引当金に対応する法定福利費を計上し、繰り入れた。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日</p>
<p><指摘：役員賞与引当金について> 公社役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程第 4 条第 1 項において「常勤役員に期末手当を支給する。」と規定しているが、公社は役員賞与引当金及びこれに対応する法定福利費を計上していない。 公社は、上記の規程に基づき役員賞与引当金及びこれに対応する法定福利費を計上すべきである。 (報告書掲載ページ：175)</p>	<p>役員賞与引当金については、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程において「第 3 条第 1 項 常勤役員に業務遂行の対価として報酬を支給する。」と規定されていることから、平成 30 年度(2018 年度)補正予算において役員賞与引当金及びこれに対応する法定福利費を計上し、繰り入れた。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社

<p><指摘：退職給付引当金について> 公社では、決算日における自己都合による退職金の金額から中退共への積立額を控除した金額を退職給付引当金として計上している。平成 28 年度の退職給付引当金の算定に当たって、独立行政法人勤労者退職金共済機構から入手した「掛金納付状況票及び退職金試算票」の金額を誤って転記したため、本来 55,594,031 円の計上とすべきところ 67,391,014 円で計上しており退職給付引当金の金額が 11,796,983 円過大になっていた。 退職給付引当金の計上に当たっては、独立行政法人勤労者退職金共済機構から入手した「掛金納付状況票及び退職金試算票」の金額が漏れなく正確に反映されているかどうか慎重に検証すべきである。 (報告書掲載ページ：175)</p>	<p>退職給付引当金については、独立行政法人勤労者退職金共済機構が試算する「掛金納付状況票及び退職金試算票」(以下「試算票等」という。)に基づく算定を誤っていた。今回の指摘を受け、金額算定の根拠となる試算票等の入力の際、正確に反映されるよう複数人でチェックし、回議の際にも算定資料を添付することで、入力ミスの防止と確認できる体制整備を行い、適切な事務処理を徹底することとした。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日</p>
<p><指摘：経費の計上について> 以下の経費について、本来、平成 29 年度に計上すべきところ平成 30 年度に計上されていた。 取引日/勘定科目/金額 (円) H30 年 3 月 30 日/消耗品費/1,595、H30 年 3 月/通信費/10,584、H30 年 3 月/通信費/24,879、H30 年 3 月 22 日/手数料/1,080 合計 38,138 平成 29 年度に発生した経費については、平成 29 年度の決算において経費として計上すべきである。 (報告書掲載ページ：175)</p>	<p>経費の計上については、新年度に入り、前年度最終月分の請求があるため、平成 29 年度(2017 年度)に計上すべき経費を平成 30 年度(2018 年度)に計上していた。今回の指摘を受け、年度をまたぐ際の会計処理について、十分留意するとともに、請求等が新年度にあった場合でも、未払い処理として当該年度の決算に計上することとした。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：小口現金取引の伝票処理（会計システムへの入力）について></p> <p>小口現金取引につき、日々の取引は取引前に所属長に了承を得るとともに取引後は所属長に領収書に押印を得た後、総務課の出納事務担当者へ当該領収書を提出している。総務課の出納事務担当者は領収書に基づき精算を行い、現金出納明細書及び金種票への記録を行っている。</p> <p>出納責任者は、終業時に現金出納明細書、金種票及び現金現物の照合を行っているが照合証跡を残していない。また、会計システムへの入力は、月末にまとめて出納事務担当者が現金出納明細書に基づき行っているが、入力日付を月末日としており実際の取引日になっていない。</p> <p>照合証跡を残していれば、現金出納明細書、金種票及び現金現物の照合を行ったか否かが事後的に検証でき、出納責任者が責任を果たしていることの証拠となる。仮に現金違算等が生じた場合の責任の所在を明らかにする際に役立つと考えられることから照合証跡を残すことが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：174）</p>	<p>小口現金取引については、毎日照合し、パソコン上で管理しているが、新たにチェック項目欄を設け、照合証跡を残すよう改善した。</p>	<p>平成 31 年 （2019 年）4 月 1 日</p>

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社

<p><意見：指定正味財産の会計区分について></p> <p>公社では、旧公益財団法人熊本市水道サービス公社の指定正味財産 30,000,000 円は公益目的事業会計において計上している。いっぽう、旧公益財団法人熊本市下水道技術センターの指定正味財産 50,000,000 円は法人会計に計上しており計上区分が一致していない。</p> <p>このような計上区分の不一致が生じた理由は、新設合併前の旧法人の会計処理をそのまま踏襲したためとのことであった。</p> <p>指定正味財産は寄付者の意図により、使途が指定されたものとして一般正味財産と区分して会計処理を行うものであるため、その貸借対照表内訳書での記載区分については、寄付者の意図を正しく反映する事業区分に計上される必要がある。</p> <p>公社は新設された法人であることから指定正味財産の計上区分については、新設合併前の旧法人の会計処理を踏襲するのではなく、指定正味財産を計上する会計区分が、新設された公社として最も実態を反映するように決定することが望ましいと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：176)</p>	<p>指定正味財産については、平成 31 年度(2019 年度)収支予算において計上区分を一致させるため、公益目的事業会計に 80,000,000 円を計上することとした。</p>	<p>平成 31 年 (2019 年) 3 月 25 日</p>
--	--	--